

## 本日の会議に付した事件

平成30年第4回山元町議会定例会（第5日目）

平成30年12月14日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第54号 山元町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第59号 山元町農産物直売所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第60号 山元町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第61号 山元町駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第62号 平成30年度 農維6号 谷地排水機場除塵機設置工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第63号 平成30年度 山元町役場新庁舎備品購入事業（カーテン類等）に係る物品購入契約について
- 日程第 8 議案第64号 平成30年度 山元町役場新庁舎備品購入事業（議場音響設備機器等）に係る物品購入契約について
- 日程第 9 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第66号 訴えの提起について
- 日程第11 議案第67号 和解について
- 日程第12 議案第68号 和解について
- 日程第13 議案第69号 町道の路線認定について
- 日程第14 議案第70号 平成30年度山元町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第71号 平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第72号 平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第73号 平成30年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第74号 平成30年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第75号 平成30年度 復興交付金事業 町道高瀬片平山線舗装補修工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第76号 平成29年度（繰） 山下地区地域防災がけ崩れ対策工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第77号 平成30年度 山元町役場新庁舎備品購入事業（オフィス家具類等）に係る物品購入契約について
- 日程第22 議案第78号 平成30年度 山元町役場慎重さ備品購入事業（議場家具類等）に係る物品購入契約について
- 日程第23 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第25 議員派遣の件

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成30年第4回山元町議会定例会第5日目の会議を開きま

す。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、2番渡邊千恵美君、3番竹内和彦君を指名します。

---

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

長送付議案等の受理。町長から議案5件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書等の受理。総務民生常任委員会、産建教育常任委員会の各委員長から所管事務報告書、議会運営委員会委員長から視察研修報告書及び3常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

教育委員会に関する点検評価報告書の受理。教育委員会から山元町教育委員会に関する点検評価報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

議員派遣結果報告の受理。山元町議会会議規則第126条の規定により、議員派遣の件について配布しております。

一部事務組合等議会の報告。亶理地区行政事務組合議会議員から結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第2．議案第54号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第54号山元町課等設置条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.3、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、行政組織機構の再編に当たり、所要の改正を行うものであります。

1の主な改正内容でございますが、1点目は組織機構の再編に伴う改正でございます。改正前・改正後の表の下線が付されております箇所を順次、上から説明してまいります。

震災復興企画課でございますが、復興関連事業が一定程度終息の方向にあることから、残る所管事務を企画財政課と保健福祉課に引き継ぎ、移管した上、廃止するものであります。

税務納税課については、その名称を税務課に変更するものです。

次に、子育て支援の一層の充実を図るとともに、子育て、婚活、定住を支援するワンストップ窓口として保健福祉課子育て部門と町民生活課の定住及び空き家対策事業等を統合した子育て定住推進課を新設するものです。

産業振興課については、町の基幹産業である1次産業に係るソフト部門をハード部門

を統合し、一体的かつ効率的な業務遂行を図ることでより一層充実した支援を推進するため、また、にぎわいと活力の創出に向けた交流推進や観光振興、さらなる企業誘致の実現等をより強力で推進するため農林水産課と商工観光交流課に再編するものです。

まちづくり整備課については、震災復興事業の終息に伴う技術職の減少に対応するため、施設管理室を統合し、より効率的で柔軟な体制を構築するとともに、新庁舎移転にあわせ一般的でわかりやすい名称とすべく建設課に変更するものであります。

2点目は、この条例改正に伴いまして、こちら記載の3つの条例において保健福祉課から子育て定住推進課に主管課が変わることに伴い所要の改正を行うものでございます。

2の施行期日でございますが、平成31年4月1日とするものでございます。

以上、議案第54号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第54号山元町課等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第59号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、議案第59号山元町農産物直売所設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

お手元に配布資料のNo.8をご準備、お願いいたします。

まず、提案理由でございますけれども、東日本大震災により被災しました農産物直売所夢いちごの里及び山元亘理田園空間博物館総合案内所、笠野学童、そして磯恩賜郷倉を複合的に復旧し、新たに農水産物直売所やまもと夢いちごの里として設置するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、現行の直売所につきましては年明け、1月31日までの営業が予定されております。ご承知のとおり、仮設直売所撤去までの期間ですとか、あるいは借地返却の手續等々に一定程度の期間を要するというふうなことがございますので、廃止までの有期間を設定するため2段階での施行期日を設定するものでございま

す。

ここで配布の議案書3ページをご覧いただきたいというふうに思います。まず、1条関係でございます。こちらに関しましては新たに設置いたします直売所やまもと夢いちごの里設置に係る改正になってございます。まず、題名そして第1条でございますけれども、これまでの農産物直売所を農水産物直売所と改めるものでございます。

次に、第2条の第1項でございますが、これまでの趣旨目的等に関しましては農業に特化したものでございましたが、これらに加え、観光面、あるいは交流人口に関する文言を追加している内容でございます。そして、2条の2項でございますが、施設の名称、あるいは位置を新たに付け加えるものでございます。

第5条関係でございますが、これまでは個別の規則というふうなものを設けておりましたが、このたび、指定管理の手續に関する条例によるものというふうに改めるものでございます。こちらに関しまして、ここまでの段階でこれに関しては1月1日の施行というふうな取り扱いになります。

次に、第2条関係でございますが、こちらに関してはこれまでの直売所の改正部分になってまいります。詳細については議案書の4ページ目をお開きください。

改正の内容につきましては、第2条の第2項で規定しておりますこれまでの直売所の名称、そして位置を削除するものでございます。これに関しましては施行期日を4月1日というふうにしてございます。

さらに、関連条例の整理になってまいります。冒頭申し上げましたとおり、笠野学童、そして磯恩賜郷倉につきましてはさきの大震災により被災しておりまして、解体撤去しているというふうなこともございますので、この条例の一部改正にあわせて田空条例、こちらを廃止する。この田空条例の廃止に伴いまして暴力団の利益となる公な施設の使用等に規制する条例、こちらについても一部改正が生じてくるというふうな内容でございます。

3番目としまして、参考までに今後のスケジュールをここに記載してございます。

以上が議案第59号の説明となります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第59号山元町農産物直売所設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第4．議案第60号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第60号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第4回議会定例会配布資料No.9でご説明いたしますので、ご準備願います。

まず、提案理由ですが、子育て新婚世帯の定住促進を図るため、所要の改正するため提案するものです。

1の改正内容ですが、条例で定める入居者の資格において、同居者の年齢要件の拡大及び新婚世帯を追加するものです。

①の要件の拡大なんですけど、これまでは同居者に未就学児がある場合としておりましたが、同居者に18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある扶養親族がある場合に拡大します。

2の要件のほうの追加ですけども、入居者及び同居する配偶者の年齢の合計が80歳以下で、婚姻から5年以内の場合を追加します。この年齢の合計80歳以下と婚姻から5年という数値の部分については、規則のほうで定める予定となっております。

2の施行期日でございますが、平成31年4月1日とします。

以上で議案第60号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第60号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第5．議案第61号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第61号山元町駐車場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては第4回議会定例会配布資料No.10でご説明いたしますので、ご準備願います。

まず、提案理由ですが、山下駅前駐車場の利用者増加とサービス向上を図るため、所要の改正を行うため提案するものです。

1の改正内容ですが、山元町駐車場条例に規定する別表の前払い式回数駐車券の使用単位及び使用料を改正するものです。改正前は21回5,000円でしたが、改正後は30回3,000に変更します。

2の施行期日ですが、平成31年4月1日とします。

3の経過措置として、この条例による改正前の山元町駐車場条例の規定により発行された前払い式回数駐車券はこの条例の施行日以後においてもなお従前の例により使用することができることとします。

以上で議案第61号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第61号山元町駐車場条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第52号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。議案第62号平成30年度 農維6号 谷地排水機場除塵機設置工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第4回定例会配布資料No.11でご説明いたしますので、ご準備願います。

まず、提案理由ですが、谷地排水機場除塵機設置工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものです。

主な項目と内容を説明させていただきます。

1の契約の目的は、記載のとおりです。

2の契約の方法は、指名競争入札で、指名業者数は7社でした。

3の契約金額、5,792万400円、消費税を含みます。落札率は89.96パーセントでした。

4の契約の相手方は、仙台市の大同機構株式会社仙台営業所です。工事の場所は谷地排水機場内です。

6の工事の概要ですが、除塵機製作設置工1基、水平ベルトコンベア設置工1基、電気設備工一式、既存施設補修工一式、塵芥処理升設置工が1カ所、仮設工一式を行う工事となっております。

2ページのほうをご覧ください。排水機場の正面図、側面図、平面図のほうになってまして、排水機場の入り口にあるスクリーンの前に除塵機を設置しまして、ここにたまったごみを自動で上げるといったような機械を設置する工事となっております。

1ページ目にお戻り願います。7工期ですが、契約の翌日から平成31年3月31までとなります。

以上で議案第62号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。今室長から説明を受けて、その中でちょっと1件だけお伺いしたいんですけど、指名競争入札の中で応札者が7社あると書いてあります。これを辞退したのはどういうふうな理由なのか、それをちょっとお伺いします。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。一応、理由的には現場担当者の不足による辞退と聞いております。以上です。

12番（青田和夫君）はい、議長。現場担当者の不足ということは、入札の基準からいってそこまで調べないで入札を出したんですか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。一応、現場の担当する代理人の数と、あと施工実績のほうを調べて指名の業者を選んだわけなんですけども、その担当者があいているかどうかまでというのは調べないではいまして。

12番（青田和夫君）はい、議長。通常は担当者というのは1人だけじゃなくて、不足するということはあるんですよ。ですから、通常だとこのクラスの担当者、要するに現場責任者は大体7、8人いると私は認識してるんですけども、そこの辺をもう一回ちょっと詳しく教えていただきます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。各会社に技術者が10人とか15人とかいるんですけども、今後発注見込みの工事とか、あと今この仙台のほうの営業所にいる技術者とかを勘案しましてこの入札のほうには技術者不足ということで、ちょっと参加して万が一だった場合でも対応できなくなるということで辞退というような形になっております。よろしいでしょうか。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第62号 平成30年度 農維6号 谷地排水機場除塵機設置  
工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第63号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第63号平成30年度山元町役場新庁舎  
美品購入事業（カーテン類等）に係る物品購入契約についてご説明をいたします。

お手元の配布資料No.12に基づきご説明いたします。

初めに、提案理由でございますが、山元町役場新庁舎備品購入事業（カーテン類等）  
に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財  
産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので提案するもので  
ございます。

1 契約の目的は、平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（カーテン類等）でござ  
います。

2 契約の方法につきましては、指名競争入札、指名業者数は5者でございます。契約  
の金額につきましては1,482万4,836円でございます。

4番の契約の相手方及び5の納品場所については、記載のとおりでございます。

6の購入品目につきましては、カーテン類等全3種類63セットでございます。

7の納品期限につきましては、平成31年3月31日となっております。

議案第63号の説明につきましては、以上になります。よろしくご審議の上、ご可決  
賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第63号平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（カーテ  
ン類等）に係る物品購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第8．議案第64号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第64号平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（議場音響設備機器等）に係る物品購入契約についてご説明いたします。

議案の概要につきましては、配布資料のNo.13に基づきご説明をいたします。

初めに、提案理由でございますが、山元町役場新庁舎備品購入事業（議場音響設備機器等）に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

1 契約の目的は平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（議場音響設備機器等）でございます。

2 の契約の方法につきましては指名競争入札、指名業者数は7社でございます。

3 契約金額は4,514万4,000円でございます。

4 契約の相手方及び5、納品場所は記載のとおりでございます。

6 購入品目は議場音響設備機器等一式として、主な内訳については記載のとおりでございます。

7 納品期限は平成31年3月31日でございます。

議案第64号の説明については以上になります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第64号平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（議場音響設備機器等）に係る物品購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9．議案第65号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、議案第65号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

お手元に配布資料のNo.14をご用意いたします。

初めに、提案理由でございますが、山元町農水産物直売所設置条例の規定により、農水産物直売所の管理を指定管理者に行わせるため、町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例の規定に基づきまして当該候補者を選定しましたので、自治法の規定により提案するものでございます。

まず、1点目、施設の概要でございますが、名称につきましては山元町農水産物直売所やまもと夢いちごの里になります。所在については記載のとおりであります。

次に、設置の目的でございますが、地域の農水産物等を販売する場を提供し地産地消を図るとともに、観光、物産情報を含みます町内の資源の情報収集ですとか観光客への情報発信、案内等を総合的に行うことによりまして、産業の活性化ですとか交流人口の増加による地域振興を図るための直売所となるものであります。

次に、施設設備等でございますが、農産物直売所、そして敷地一式、これについては外構も含まれます。

2点目としまして、直売所、そして敷地、外構に附属する備品設備等一式、代表的なものをお話しさせていただきますと、売り場で使用する平台ですとか、あるいは冷凍冷蔵装置、あるいは事務室内の机、椅子等々の備品等々が含まれるものであります。

次に、指定管理者が行います業務の範囲でございますが、大きいところ、3つほど記載してございます。まず直売所の管理運営に関する業務、2点目としましては総合案内所における観光情報の案内ですとか配信に関する業務、そしてこれらのほか、イベントの開催ですとか交流人口の拡大に資する業務となっております。

指定管理の期間でございますけれども、平成31年1月8日から平成35年の3月31日まで。ちょっと補足させていただきますが、通常ですとこういった施設の管理期間というふうなものは5年を設定するのが通例となっております。ただし、ご承知のとおり、年度半ばからの期間となりますので、1月8日から約4年と3月というふうなことで設定しているものでございます。

最後に、指定管理者の指定をする団体でございますが、名称については179名の株主で構成されております株式会社やまもと地域振興公社となっております。代表者につきましては記載のとおりであります。なお、おかげさまをもちまして、あすこの179名による株主総会を開催するに至りましたことをあわせてご報告させていただきます。

以上が議案第65号の説明となります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明と申しますか指定管理者の指定についてということなんですが、その指定先というかやまもと夢いちごの里の運営に係る内容、その間で今お

話しありました総合案内所を送る観光情報案内及び発信する業務等というのも依頼するということになるわけですが、先ほどの直売所の設置条例の一部改正、59号ですね、この中でその総合案内所的なというその業務のほとんどしていた田園空間博物総合案内設置条例廃止したわけですが、この辺が当然こっちに継承されていると思うんですが、そもそもこの直売所の全部がないとなかなかわかんないんですけども、その辺についてどこまで周知といいますか実際そのことも含めて依頼するわけだと思うんだけど、その辺の管理、町としての管理はどうなってるのか、どうなるのかお伺いいたします。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。遠藤議員ご承知のとおり、笠野学童総合案内所の運営に関しましては野外ぐるりん友の会というふうな団体、この方々に一定程度のその業務を担っていただいたというふうなものがこれまでの経営経過でございます。残念なことに、ちょっと4、5年前にこの野外ぐるりん友の会の役員さん方が私どものほうみえられまして、この活動そのものについては当面休止したいと。そこに至るのは、実はこれまで一生懸命やってこられた方の大部分が町外に転居されてしまったというふうなこともあって、これまでのような事業展開というふうなものはなかなか厳しい。よって、しばらくは休止の状態にしたいというふうなことで申し入れがありました。しからば、遠藤議員から今指摘のありました事業の継承がどのようになるのかというふうなものが一番の心配というふうに思われると思いますが、施設の中身については以前にもちょっとお話しさせていただきましたけども、建物の入ったところに町内の案内機能というふうなものを持たせたところをちょっとスペースとして確保し、その中で一定程度の案内をしていく。しからば、どこまで業務をゆだねるのかというふうなことが最後のお尋ねになるかと思えますけども、この概要書の中には大きく3つほどしか載せておりませんが、実際の先方との契約を締結するに際しましては、実は指定管理の業務の仕様書というふうなもの、ペーパーで言いますと10枚程度のペーパーつくっておりますけども、これらに基づいた案内所における、何て言うんでしょう、業務も先方に行っていただくというふうなものでございます。以上になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。体制等々での対応を図る点ではそれなりの対応をしているということなんですが、そもそもこの田園空間の博物館の総合案内所の設置の目的です。考え方といいますか、そういったものまでの継承というのは町としてどう考えている。設置目的として農業の営みを通じて育まれた土、水、里って読んでいいのかな。が、くりなす有形無形の地域資源を歴史的文化的視点から見直し、農村の伝統的な農業施設や美しい農村景観等を生きた博物館の展示物と見なし、これを整備、再生して魅力ある田園空間を生み出すなどの田園空間博物館活動並びにその各種情報の提供の拠点として、かつ農業農村の振興等に資する多目的総合施設としての総合案内所ということで示しているわけですが、これらの全てこういった考え方の全てが継承されるということで受けとめていいのか。今のこの話は先ほどの設置条例のときに確認しなければならないものだったのかなというふうに思いますが、何げなくこれを見ていたらそんなことが生まれてきた。皆さん、これわかりますか。いいんです、いいんです。見ていたらそのような疑問が出てきたので確認したいと思えます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。遠藤議員ご指摘のとおり、当時この施設を設置した経緯ですけども、山元町を屋根のない博物館に見立てて、それらの有形無形のことを町内外に発信するというふうなものが一番の設置目的だったかと私も記憶しております。当

然ながら、そういったものも含めて議員ご指摘の、何と云うんでしょう、町の史跡ですとかそういうふうなものも総合的に継承できるような形はとっていきたいというふうには考えてございます。以上になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この条例というのは他自治体に見られない、多分山元町独自の条例といいますか取り組みだったかというふうな受けとめがあるんですが、そういった独自の経験というか事業を火を絶やさないと、この変えることによってその辺を重視して移行していただきたいと言うとうまくねから、ことを求めたいと思います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。今遠藤議員からご指摘のあったように、当時この施設、条例も含めてなんですけども、全国でほとんど例がない先進的な施設、あるいはその取り組みだったというふうに私も記憶しております。当然ながら、条例を廃止したからといって、やはりいいものについてはつないでいく、継承する必要はあるというふうに考えておりますので、ただいまご指摘も受けとめながら後につなげてまいりたいというふうに考えております。以上になります。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。2番目の指定管理者が行う業務の範囲の（3）番、前号のほかイベント開催と交流人口拡大に資する業務ほかというふうな、この解釈は例えば先ほど議案第54号で認められた商工観光交流課との関連性や、それから前号というのは（1）（2）で直売所総合案内所等々だけなのか、ずっと読んでいくとそのイベント開催等というのはどこまでのイベントなのか。人口拡大に資する業務という個々の公の施設の姿勢、場所だけなのか。非常に誤解を招くような表現になっているわけですので、そこをところを確認させていただければと思います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。議案の概要のほうには大きく3点しか継承してございませんが、先ほど遠藤議員のご指摘にもお答えしたとおり、指定管理業務の仕様というふうなものに基づきましてそれぞれの内容をお願いするというふうな形になってございます。1点目としましては、その施設の維持管理に関しては当然のことですけども、維持管理に関しても詳細にわたりますと7項目、8項目ぐらいに分かれておりますし、あるいは管理運営に関する、要は販売管理、これに関するものについても、当然のことながら細部にわたって区分している。3点目としましては、観光振興業務というふうなことで、観光情報の提供、あるいはイベントの企画なんかも載せております。最後に、この利用の促進、そして販売の促進というふうなものも予定として内容を記載してございます。そこで、いわゆるその施設をあくまでも今回のこれについては施設の指定管理、施設の指定管理になってまいりますので、その施設を有効的に活用していただいて、そこにまず人を来ていただく。これは昨日来の一般質問でもありましたけども、この直売所を起点にしながら、そこでただイベントを行うというふうなものではなくて、そこから、そこを中心しながら、例えば町内の各種イベントに、何と云うんでしょう、周遊できるような仕組みを持つだとかというふうなものについては当然考えております。ただ、繰り返すようで申しわけないんですが、先ほどこの議案の概要に掲げているイベントの開催というふうなものについては、あくまでもこの施設の指定管理に関するものですので、施設で開催するイベントというふうな位置づけで継承してございます。以上になります。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第65号公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第66号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。議案第66号訴えの提起についてご説明申し上げます。

まず、提案理由ですが、町営住宅滞納家賃等の請求について訴えを提起するため、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

内容ですが、1の相手方の住所、氏名ですが、記載のとおりとなっております。

2の請求額ですが、179万1,889円です。

3の請求の趣旨ですが、町営住宅滞納家賃及び退去後の住宅修繕費用等の支払いを求めると、訴訟費用の負担を求めることです。

4の事件の概要ですが、当該滞納者は平成28年4月に入居しましたが、入居後、家賃を滞納し、本町の再三にわたる支払い催告等にもかかわらず納付せず、また退去時に住宅の修繕を履行せず退去したため、退去後も滞納家賃94万9,500円及び退去後の修繕費用等84万2,389円、合計179万1,889円を完納するように請求しましたが、これに応じなかったため、滞納家賃等を支払うことを求めて訴えを提起するものです。

以上で、議案第66号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第66号訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第11、議案第67号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第67号和解についてご説明申し上げます。

まず、提案理由ですが、裏面をお開き願います。町営住宅滞納家賃の支払い等について、民事訴訟法の規定による申し立てを行い和解をしたいので、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものです。

表面にお戻り願います。内容ですが、1の相手方の住所氏名は記載のとおりとなっております。

2の和解内容ですが、まず、1つ目として相手方は本町に対し本町が所有し相手方が居住する町営住宅につき19カ月分の町営住宅滞納家賃の合計金179万4,500円の支払い義務のあることを認める。

2として、相手方は本町に対し前項の金員を次のとおり分割して本町に持参し、または送金して支払う。

1つ目が和解の期日の属する月の翌月から59回にわたり毎月末日までに金3万円を支払うこと。2として、1の①の期間の終期の翌月末日までに金2万4,500円を支払うことです。(3)の相手方が前項の金員の支払いを怠り、その額が9万円に達したときは当然に期限の利益を失い、相手方は本町に対し第1項の金員から既払い金を控除した残金を直ちに支払うこと。(4)が相手方は本町に対し本和解成立後は本件町営住宅につき1カ月金5万4,700円の家賃を毎月末日までに当月分を支払うこと。(5)が次のいずれかに該当するときは本町及び相手方間の本件町営住宅に係る賃貸借契約は当然に解除となる。①として相手方が第3項により期限の利益を喪失した場合で、その喪失した日の属する月の翌月末日までに第1項の金員から既払い金を控除した残金を支払わなかったとき。

裏面に移ります。2として相手方が前項の金員の支払いを怠り、その額が3カ月に達したとき。(6)が前項により本件賃貸借契約が解除となったときは、相手方は本町に対し直ちに本件町営住宅を明け渡す。この場合において、相手方は本町に対し本件賃貸借契約解除日まで1カ月につき第4項の金員の割合による未払い家賃を支払う。また、本件賃貸借契約が解除となった日の翌日から明け渡し済むまで1カ月につき第4項の金員の割合による賃料相当損害金を支払う。(7)が本町は本件に係るその余の請求を放棄する。(8)として当事者双方は本件に関し和解条項に定めるほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。(9)が本件和解費用は各自の負担とする。

大きな3番として事件の概要ですが、当該滞納者は平成25年4月に入居しましたが、平成29年度より家賃の滞納が続いたため、幾度となく支払い催告等を送付したが、完納に至らなく、平成30年6月より今後の返済について交渉を重ねる中で相手方は居住

の継続を希望しているが、滞納金を一括して支払うことが困難な実情があることを理由に分割の支払いを求めてきたことから和解した旨の申し出があったということです。

4の管轄裁判所は仙台簡易裁判所となります。

以上で議案第67号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと確認という意味での質問ということになるかと思うんですが、単純にこの方は今後は3万円と5万4,700円を払うということになるんですか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。今後は毎月3万円と5万4,700円ですから、計8万4,700円を分割して払っていただくようになります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これ一般論、そのさらに本町町営住宅1カ月5万4,700円というのはちょっと私の認識不足なのか。こういう料金体系になっているんですか。いろいろ特殊事例、特殊ではなくていろいろあるかとは思いますが、収入等々。というのは、これ間違いないということなんですねと確認します。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。家賃の計算上、この金額に今後の1カ月のものはこの金額になります。一応、参考までに世帯主とお子さんで住んでいるんですけども、両方ももう既に働いているということで所得がある程度あるので高い金額になってます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

8番（大和晴美君）はい、議長。済みません。町営住宅に入るには保証人というのを必ずつけると思うんですが、こういう場合に保証人というのはどこまで責任を負わなきゃいけないのか教えていただけませんか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。保証人を立てている場合には、その保証人の方にもこの家賃の滞納分の支払いという部分には入居者のほうが支払わなかった場合には請求するようになります。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

8番（大和晴美君）はい、議長。確認ですが、ここまで家賃がたまる前に保証人のほうには連絡等行っているということでよろしいでしょうか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。保証人のほうにも一応催告というか入居者の方に支払っていただくように連絡をお願いしますっていう通知のほうは出しています。

議長（阿部 均君）よろしいですか。もっとあるのであればどうぞ。

8番（大和晴美君）はい、議長。今のお話ですと、保証人のほうにも通知は行っているけれども、あくまでも払うのは本人だということでもよろしいんですか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。基本的には本人が支払うのが前提で、本人がどうしても支払えなくなった場合、その場合は保証人に行く場合があります。

8番（大和晴美君）はい、議長。わかりました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第67号和解についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第68号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第68号和解についてご説明申し上げます。

まず、提案理由であります。裏面をお開き願います。町営住宅家賃の支払い等について民事訴訟法の規定による申し立てを行い和解をしたいので、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

表面にお戻り願います。1の相手方の住所氏名については記載のとおりとなっております。

2の和解の内容ですが、金額等については記載のとおりとなっております。内容等については前の議案第67号と同じとなっておりますので、省略させていただきます。

裏面をお開き願います。事件の概要ですが、当該滞納者は平成9年3月に入居しましたが、平成24年度より家賃の滞納が続いたため幾度となく支払い催告等を送付しましたが完納には至らなく、平成30年6月より今後の返済について交渉を重ねる中で相手方は居住の継続を希望しており、滞納金額を一括して支払うことが困難な実情があることを理由に分割での支払いを求めてきたため、和解するものです。

4の管轄裁判所は仙台簡易裁判所となります。

以上で議案第68号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

7番菊地康彦君の質疑を許します。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今回のこの事案につきましても、当該者の法令の催促、そういったものは前例、2件の訴えだったり和解同様文面ということによろしいのでしょうか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。分限……。こちら、裁判所の訴えを起こしまして、双方でそちらで和解の文章をお互いに持つというようなこと、形になります。

7番（菊地康彦君）はい、議長。済みません。私の言い方悪かったですね。この和解なり訴えを起こした方に対しては催促といいますか文面での、文章での案内請求をしているのかということです。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。こちらのその督促のほう、催告のほうですけども、文面と、あと伺って対峙というんですか、口頭でその中でやってる場合とあります。

7番（菊地康彦君）はい、議長。いずれ、3件とも額が高額になっているということもありまして、どのような請求の仕方していたのかなということでもちょっとお伺いしたんですが、やはりもう少し早目にその対応があればこんな大きくなんないんじゃないかなということでもちょっと確認したわけです。で、その催促についても文章、それから対人って相手に対して直接求めたということなんですけど、その求めた時期がちょっと遅かったんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。そこに関しましては若干その文章だけで行ってるのは早くやってるんですけども、直接伺っているというのはちょっと遅れた形跡はあります。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。町営住宅なりそういったものは町民のための住宅でもありますし、相手方も損害もこうむるし、町も損害をこうむるということにつながってきますので、早目の対応を希望したいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この今の話にもつながるんですが、57カ月間ということと、それからこの件につきましてはそれなりのというか対応してるということなんです。その和解金つうんでかな、3万円。3万円の決め方っていうのはどうだったのでしょうか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。一応、本人の方と話し合いをしまして、3万円なら支払えるというようなことで額のほうは決定しております。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この数だけでの疑問つか確認なんです。先ほども所得が相当ある方、月々5万何千円払える方も3万円で、こっちは8,200円で3万円、たまたま偶然その3万円だ。この3万円、3万円、何かそういった規定決まりがあつてそこから出発するんだとかつていうふうなものがあつての3万円なのかな。今の説明ではちゃんと話し合いの中結果3万円というふうに決まったと。当然この8,200円払ってる方は月々3万円払える支払い能力があるということも含めての和解、話の落ち着きだったのか。あるいは、町のほうが3万円とか4万円とか2万円とか1万円とかつていうのはそういう決まりがあつてその中であんだどいづ選ぶとかつていうことでの3万円なのかな。ちょっとこの辺の拝見がっていうのは支払い能力があつてのこういう和解の話になつてるのかつていうのがちょっとうかがえるもんですから、桜田住宅というあいづだったんだよね、これまで8,200円で住んで暮らしてきた方が本当に現実的な和解の中身になつているのかなつていうのがちょっとこの疑問に思ったんで確認してるんですが、その辺のはどんなんでしょうか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。一度滞納分のその毎月支払う額につきましては特に規定

はなく、その滞納者の方と月々支払える金額で決定するというような形でしております。  
以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。話し合いの結果ということでいいんですが、ということではね。ただいずれこれがまだその第二次災害といいますか災害といわれねけども、なかなか3万円としたもののなかなかその中きついところがあって、また何カ月も、あるいは何年か後にまたこういう事態を繰り返すということにならないのかどうか。これは町もこの方も当然住んで当然今の話もありますように、当然義務として払わなくてないというはあるというのは当然のことなんだけど、ここまでたまってしまうと果たしてちよっとその辺の不安懸念があったもんだから確認すんです。その辺も十分わきまえたつうか話し合った結果の3万円ということで受けとめていいんですね。新たなこの問題にならないような形での和解の結果だというふうな受けとめでよろしいんですねということ確認して終わります。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。新たな、議員のおっしゃったとおり、ならないような金額での和解っていうような形になってます。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第68号和解についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第69号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第69号町道の路線認定についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては第4回議会定例会配布資料No.15でご説明いたしますので、ご準備願います。

本議案は宮城病院周辺の国道6号から新浜地区を結ぶ避難路の路線を認定するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するため提案するものです。

整理番号1の町道4280号真庭新浜線、起点が真庭字千保田7の1、終点が高瀬字新浜3、77の1、延長が1,571メートルの路線が認定となります。路線の位置ですが、概要の2ページをお開き願います。国道6号から戸花山を通り、現県道相馬互理線までを認定するものです。

以上で議案第69号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第69号町道の路線認定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第14. 議案第70号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第70号平成30年度山元町一般会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ10億4,518万3,000円を追加いたしまして、総額を136億2,807万2,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。議案書12ページをお開きください。

まず初めに、人件費につきましてご説明いたします。第1款議会費以下第10款教育費までの各款におきまして、職員の給料、手当、共済費など合わせて751万4,000円の人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、平成30年の人事院勧告に準拠した職員給与の改正等に伴う人件費の増額のほか、特別会計への操出金の増額となっておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、人件費以外について主なものについて順次ご説明させていただきます。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第1目一般管理費につきましてことし8月に発生いたしました臨時職員の公務災害につきまして、その補償費として66万7,000円を計上しております。財源は非常勤職員公務災害補償保険より全額補填されるため、歳入では諸収入に計上しております。

第3目財政管理費につきましては、1,316万5,000円を計上しております。こちらについてはふるさと納税寄附をいただいた方への返礼品等に要する経費について、ふるさと納税寄附額が当初予定したよりも大幅に増加していることから増額するもので

ございます。財源はふるさと納税寄附金でございます。

議案書13ページをご覧ください。第5目財産管理費につきましては、第22回東日本大震災復興交付金における国の決定に基づき7億4,311万1,000円を震災復興交付金基金に積み立てるものでございます。財源は全額国庫支出金となっております。

第11目諸費につきましては、300万円を計上しております。こちらにつきましては、笠野区の集会所について当初予定していたトレーラーハウスの活用には想定よりも多額の経費がかかることが判明したことから、笠野区自治会が決定した中古プレハブの活用への変更を支援するための経費でございます。財源は震災復興寄附金でございます。

次に、同じく総務費第3項戸籍住民基本台帳費でございます。第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、委託料といたしまして32万2,000円を計上しております。こちらは来年5月に予定されている元号改正に備えた戸籍電算システムの改修費でございます。

議案書14ページをお開き願います。第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第2目老人福祉費につきましては、介護給付費補助金の交付決定による減額分として164万9,000円、人件費の増額分が21万5,000円、合わせて143万4,000円を減額計上しております。

第4目障害福祉費につきましては、福祉タクシー利用及び自動車燃料費助成事業の財源を一般財源から過疎債に振りかえるものでございます。今回の補正予算では山元町過疎地域自立促進計画に置いて過疎債を充当することとしているソフト事業につきまして、一般財源から過疎債へ財源内訳の変更を行っており、以下、説明欄において財源内訳の変更と記載されているものは全て同様でございます。

次に、同じく民生費第2項児童福祉費でございます。第2目児童措置費につきましては、5,000円を計上しております。こちらにつきましては、児童手当の財源である国の交付金について平成29年度の実績が確定したことから、概算交付額との差額を返還するものでございます。

第5目学童保育施設費につきましては、5万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、平成29年度の子供子育て支援交付金の実績精算に伴う国県への返還金でございます。

議案書16ページをお開き願います。第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第1目農業委員会費につきましては、3万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、農地利用最適化推進委員に1名欠員が生じたことから、候補者評価委員会開催のための費用及び新規委員への貸与する作業着等の購入に要する経費でございます。

第3目農業振興費につきましては、56万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、来年2月に農水産物直売所が新たにオープンすることに伴い、現行の夢いちごの里の閉店時期が確定したことから、現在仮設店舗で使用しているレジスターを契約期間途中で解約する必要性が生じたため、残期間のリース料を一括支払いするための経費でございます。

第5目農地費につきましては、97万6,000円を計上しております。このうち、工事請負費については牛橋防潮水門制御装置の新庁舎への移設に伴う配線工事に要する経費でございます。また、償還金利子及び割引料については平成29年度における農業

用施設の占用料について過誤納があったことから還付するものでございます。

議案書17ページをご覧ください。同じく農林水産業費第3項水産業費でございます。第2目漁港施設復興推進費につきましては、353万円を計上しております。こちらにつきましては、第22回東日本大震災復興交付金申請において国の決定を受けたもののうち、平成30年度分事業として磯浜漁港における静穏度確保のための東波除提の80メートル延伸並びに同じく磯浜漁港に震災前にあった沿路等復旧に当たりその設計業務に要する経費を計上するものであります。財源は復興交付金となっております。

次に、第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第3目道路橋梁復興推進費につきましては、事業の進捗にあわせ委託料及び工事請負費を減額し、次のページをお開きいただきまして、公有財産購入費及び補償補填及び賠償金への予算の組み替えを行うものでございます。

次に、同じく土木費第3項河川費でございます。第1目河川管理費につきましては、一の沢防潮樋門制御装置の新庁舎への移設に伴う配線工事に要する経費でございます。

次に、同じく土木費第6項都市計画費でございます。第3目都市計画復興推進費につきましては、県が施工する県道山下停車場線道路改良事業における用地買収の関係において、旧山下駅前のトイレ等のある町有地の譲渡を要請されたことから、津波避難路整備推進の重要性に鑑み要請に応じることとし、既設トイレ等を撤去する経費として600万円を計上しているものでございます。

議案書19ページをご覧ください。第10款教育費第2項小学校費及び第3項中学校費の第1目学校管理費につきましては、エアコン設置に関する実施設計並びに工事に要する経費として合わせて2億5,559万5,000円を計上しております。今夏の全国的な猛暑による児童生徒への影響に鑑み、国が新たに設けた臨時特例交付金を活用し教育環境を整えるものでございます。財源は国庫支出金並びに地方債となっております。

議案書20ページをお開き願います。第10款教育費第5項社会教育費でございます。第5目歴史民俗資料館施設費につきましては、燃料費として35万円を計上しております。先月から公開されております線刻壁画等の展示物の保護のためには適切な温度湿度の調整が必要になりますが、線刻壁画はケースに展示している状態ではないことに加えまして来館者の増加により外部との温度湿度の調整が必要であることから、燃料費を増額するものでございます。

第6目深山山麓少年の森管理費につきましては、100万円を計上しております。こちらにつきましては、敷地内に設置している浄化槽について日常定期点検において浄化槽の鉄製のふたに腐食があることを発見したことから、来場者の少ない閑散期のうちに修繕工事を行うための経費でございます。

最後に、第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございます。第1目災害援護資金貸付金につきましては、963万8,000円を計上しております。このうち、災害援護資金貸付金管理システムの来年4月からの新システム稼働に向けた移行データ開発に要する経費として58万4,000円、また災害援護資金貸付金の償還金の県への返還に要する経費といたしまして905万4,000円を計上しているものでございます。

以上が歳出予算の内容となっております。

続きまして、歳入予算について主なものをご説明いたします。議案書の10ページを

お開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。震災復興特別交付税につきまして、175万6,000円増額しております。こちらは震災復興交付金事業の補助裏に充てるものとして88万3,000円を計上しているほか、派遣職員の人件費について87万3,000円を計上しているものでございます。

次に、第14款国庫支出金でございます。いずれも先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、第15款県支出金でございます。第2目教育費委託金につきましては、15万円2,000円を増額しております。こちらにつきましては、スクールソーシャルワーカーの入れ替えに伴う旅費相当分として県支出金を受け入れるものでございます。

次に、第17款寄附金でございます。こちらにつきましては、歳出でご説明いたしました、今年度のふるさと納税寄附金の寄附額が大幅に増加していることから、2,400万円を増額するものでございます。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金といたしまして、まず財政調整基金繰入金でございますが、1億4,166万7,000円を増額しております。こちらにつきましては、小中学校へのエアコン設置に要する経費や財源調整の結果、財政調整基金の取り崩しを増額するものでございます。その下、震災復興交付金基金繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました磯浜漁港における工事の設計費用へ充当するために取り崩すものでございます。

最後に、震災復興基金繰入金でございますが、こちら先ほど歳出でご説明をいたしました集会所を設置する笠野区への補助に要する経費を取り崩すものでございます。

議案書11ページをご覧ください。次に、第20款諸収入でございます。第1目雑入の66万7,000円につきましては、先ほどご説明をいたしました臨時職員の公務災害に伴う保険料を受け入れるもので、第3目過年度収入2万3,000円につきましては、平成29年度の児童手当交付金の実績確定に伴う国からの追加交付でございます。

次に、第21款町債でございます。こちらにつきましては、次の地方債の補正でご説明をいたしますので省略させていただきます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明させていただきます。議案書の4ページをお開き願います。

今回、債務負担行為といたしまして25事業を計上しておりますが、複数年にわたって事業を実施するもののほか、来年度当初から事業を実施するに当たり契約行為を行う必要があることから、債務負担行為を追加するものでございます。数が多くございますので、主なものについてご説明をいたします。

議会だよりやまもと及び広報やまもとの印刷製本事業については、来年度からの2カ年事業として債務負担行為を設定するもの。次のCNS運用業務に要する経費については、現在使用している町ホームページのシステムのバージョンアップを行い、国が示すセキュリティ対策を施し継続利用するもの。上から5番目の新庁舎開所関連事業に要する経費からページ一番下にあります宮城県震度情報ネットワーク機器等移設に要する経費につきましては、役場新庁舎への引っ越し等に伴い必要となるシステム等の移設に要する経費について債務負担行為を設定するものでございます。

ページをおめくり願います。4番目にあります山元町農水産物直売所指定管理業務委託に要する経費については、来年2月のオープンに向け準備を進めている直売所について、平成34年度までの指定管理に要する経費。上から7番目の山元町町営住宅等の管理代行に伴う業務委託に要する経費については、現在締結しております管理運営に関する協定が今年度で終期を迎えますことから、新たに債務負担行為を設定するもの。9番目の小学校外国語指導助手業務に要する経費については、授業時数が増加する小学校の外国語授業に対応するため、引き続き外国語指導助手を配置するもの。ページの下から2番目、小中学校ネットワーク整備事業に要する経費につきましては、現行のネットワーク環境の提供が今年度で終了することから、新たなネットワーク環境を再構築するための債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、議案書6ページをご覧ください。地方債の補正でございます。

学校教育施設等整備事業債でございます。限度額を5,310万円として補正しております。こちらにつきましては、先ほど歳出でご説明をいたしました小中学校へのエアコン設置に要する財源とするものでございます。

ページをおめくり願います。次に、過疎対策事業債でございます。限度額を3億5,060万円から4,850万円増の3億9,910万円に補正しております。こちらにつきましては、先ほど歳出でご説明いたしました財源内訳の変更を行った事業に要する財源とするものでございます。いずれも起債の方法、利率や償還の方法につきまして変更はございません。

以上が今回の3号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時40分 休憩

---

午後 1時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第70号について質疑を行います。—— 質疑はありますか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは歳入1点、歳出1点、2点についてお尋ねいたします。

10ページの国庫支出金、5目ですか、教育費負担という補助金。これはエアコン関係のことだろうと思うんですが、その下の繰入金も含めてエアコン関係が、いわゆるエアコン2億5,595万5,000円の投げ内訳についてちょっと明細お知らせいただきたい。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。小・中学校エアコン整備事業、こちらの財源の内訳についてお答えいたします。総事業費につきましては2億5,559万5,000円となっております。こちら学校教育施設等債という地方債、こちらにつきましては5,310万円、また今回新しく国のほうで用意されました交付金ですけれども、冷房設備対応臨時特例交付金、こちらが2,656万円となっております。そのほかの費用差し引きにつきましては一般財源ということになりまして、1億7,593万5,000円となって

おります。以上でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今確認しましたけれども、もう一度確認。2億5,500万円のうち町単独補助金除いたあれが1億7,595万3,000円とか1億7,500万円だということなんですね。でよろしいんですね。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。一般財源、済みません、もう一度言い直します。1億7,593万5,000円になります。以上でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。そうすると、単純に言うとも単独でこれだけを持ち出しとかそういうふうに解釈してよろしいんですね。現時点ではね。この予算、補正予算の中での話は。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。そのとおりでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。いろんな意味で補助率が仙台なんかも含めて30パーセント前後、26から30前後ということなんです、我が町はこれからいくと80パーセント近くまでは町単という形になんのですが、そういうことの解釈でよろしいんでしょうかね。それ以外の予定とか裏づけというのはないんでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今回の全国的なエアコンの関係ですけれども、制度としてはどの市町村も同じでございます。ですので、今申し上げたようなことになるわけですけれども、聞いてるところによりますと、仙台市さんの場合につきましてはみずから市債の発行ということで一般財源を減らして市債を発行しているというような事情があるようでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。一応我が町にとって1億7,500万円がいずれ債権組もうが何しようが負担だという形という確認が今とれました。そこで、2番目の質問の歳出のほうに入りますが、この歳出のほうの本来であれば産建教育常任委員会の管轄なものですから遠慮したいなと思ってたんですが、実はいろいろ経緯がありまして、8月ごろには1教室当たりですよ、1教室当たり300万円ぐらいでできるという話が当初ありました。その後、11月16日に産建教育常任委員会で説明いただいたときには総額で1億9,500万円で1教室当たり407万円という計算になってきた。それからわずか3日後、3日後ですよ、11月19日。我々に出てきた最終的な2億5,595万5,000円かな。という非常に段階的に544万円1教室当たりという非常に高い金額が出てきたんですが、その間、途中ことしの8月に我々の房総のほうに視察行ったときの例も挙げまして、そのときに聞いたわけじゃないんですが、その関係もあって調べたのが8月に251万円で1教室当たり設計したと。これは実績です。それを例に再検討すべきじゃないかということをお願いしたんですが、その再検討の話なんていうのは、入札関係は副町長だと思うんで副町長のほうに情報が入っててどのように指示されたのかお伺いします。趣旨はいずれ入札は副町長のほうに行く。入札はまだいっていないからこういう関係は当然上司として教育長のほうから町長、それで最終的に町長もいくと思うんですが、副町長には情報が入ってたかどうかというのを確認。説明を求めてじゃなくて250万円じゃちょっと、500万円が高過ぎる。500万円っていうか400万円ぐらいでは高過ぎるということですよ。そは250万円でもやってんだけど、再検討すべきじゃないかという再検討という提言をしてたんですが、そういった情報は副町長に入ってたかどうか。副町長入ってなければ町長も今その後聞くつもりでいるんですが、副町長からまずお尋ね。

副町長（武田健久君）はい、議長。金額の推移については、もちろん報告をもらって承知をしておりますけれども、済みません、そこまでというかそんな状況でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。副町長わかんなければ当然町長わかんないかなと思うんですが、町長も確認で、町長にはそういう情報入ったかどうかお尋ね。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。副町長と同じでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。確認はとれました。当然教育長には話は行ってると思うんですが、でお尋ねするんですが、251万円というこれにこだわるわけじゃありませんが、よそは250万円ぐらいでできるということを申し上げて再検討すべきじゃないかと。そのときには電気じゃなくてガスも当然総合的に検討すべきだ、ランニングコストもということも申し上げている。それはいろいろ検討いただいていると思うんですが、ところがその後、12月4日からずっと毎日新聞載ってますが、定例会ってあの今回の定例会に当たって補正予算が各自治体でそれを拾ってみると、205、60万円ではほとんどの自治体がこの近隣ですよ。組んできてんですね。それに対して我が町で544万円と1教室当たりですよ。当然いろんな状況が違うとは思いますが、本体そのものはそんなに変わらない。あとは取り付け工事何か変わるってんでこれは単純には比較できませんけども、私のちょっと調べたあれでいきますと12月4日、3日が本会議があつて補正予算が4日新聞出てたんでしょうけども、登米市は385万2,000円、これはちょっと一番高いんですけども、白石市は268万1,000円、利府町が249万円、七ヶ浜が266万9,000円、きょうのけきの新聞だと村田町が189万円ですが、ただこれは工事費その他入ってますけど、見積もり設計費が入ってない。設計費は我が町13万7,000円ですが1教室当たり20万円で見たって210万円ぐらい。こういった方たちからすると我が町は倍ぐらいの540万円。ほとんど205、60万円ぐらいで組んでる補正予算が上がるとこに我が町が544万円っていうんですが、これはなぜこんなに違うのかね。その辺ちょっとお尋ねしたい。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまの岩佐議員のほうから常任委員会での説明の際に250万円というふうな例もあるというふうなことでご指摘を受けたわけなんですけれども、それについては内部では検討したんですが、町長副町長にまではその部分までには報告していなかったというふうなことでございます。今回、うちのほうでこの工事を進める際に6月に基本設計の補正のほうをお認めいただきまして、6月から基本設計の業務のほうをお願いしたわけでございます。そういうふうな中で今回基本設計の大まかな概算というふうなことで今回この金額で提案させてもらっているわけなんですけれども、その中でどのような考えで今回その設計を組んだかというふうなものを若干お話ししたいというふうに思います。

今回、設計に当たりましては概算というふうなことでまずご理解いただければというふうに思います。今後詳細設計というふうな流れに持っていくというふうなことで、今回1教室当たりエアコンの台数をうちらほうの設計では子供たちに1カ所から強い風が当たるのではなくて2カ所教室のほうに設置しまして、できるだけ子供たちの健康の害がないように2台というふうなことで一応設計を組ませてもらっております。そういうふうな中で、他市町村を聞きますと1台というふうなところが主になっておりますんで、その辺で大きな違いがあるのかなというふうに考えているところでございます。

今後、詳細設計、それからの中でその辺の台数の確認なんかもしながら精査をしてい

きたいというふうには考えております。また、あと251万円ということで1つ千葉県のほうの市町村の例をお話しいただいたわけなんですけども、ちょっとその市町村に確認したところ、まだ概算の概算というふうなことの金額で、今9月に設計の補正でとりまして今設計を組んでいるというふうなことで、正式なその工事費の予算についてはその設計を受けて3月の議会の中で工事費を計上していく予定でいるというふうなことまでちょっと確認はさせてもらっておりました。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今お話3点ほどあったかと思うんです。その中で1点、例えば今検討中だということですが、実績として29年12月に天草市が設けてますが、これは218万9,000円、これは29年の実績です。これは総工費全部含めて、これは年度の違いあってその後は全国に広がってきたもんですから上がってきたんだろうというのは十分できますけども、たまたま千葉の話をしましたけども、それ以外にも名古屋の例とか私も調べてますが、ただ申し上げてないだけで必ずしも1カ所だけでどうのこうの判断しているわけじゃないということをもっと申し上げる。

それと2点目のよそは1台だけでも我が町は2台で設計してんだと。1つの教室は大体我が町のこのあれからすると68.4平方メートルなんです、1教室単価計算見積もりで、それで70平方メートルは何馬力が妥当かと、学校関係ですよ。調査しましたら、3馬力から4馬力、3馬力で済みますよと。90平方メートルだと4馬力ぐらい。そうすると、1台入れてあろうが2台だろうがその広さを快適に暮らす、過ごすために各よそ市町村も見積もりとってるはずなんです。1台で足んなけりゃ2台だし、2台で多ければ1台だしということで、必ずしも1台だからどう2台でこうじゃないというそのスペースにあわせた機能を果たせるかどうかで見積もりとってるはずなんですけども、その辺はどうなのか。1台だからよそよりも倍価格するんだというふうな感じにならないだろうという計算なんです。もちろん広いと狭いとありますけどね。まずその2点目をこれ、あと3点もう1つありますからまず2点ないから。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回、業者のほうに委託しまして効率よくとか、あとは均等にといいますかそういうふうなことを踏まえて3馬力、3.5馬力ぐらいのを2台というふうな設計で一応上がってきております。その辺については、今岩佐議員からご指摘があったような3馬力で約70平方メートルというふうなことのご指摘もあったわけなんですけども、ちょっとその辺がよりよく効果を上げるためというふうな観点からこのような積算になってきたのかなというふうに思います。この辺については私らもなかなか詳しいもんでないんで、まちづくりのほうの建築営繕室の技師さんのご指導なんかも仰ぎながらこの辺の精査をして、今回実施設計といいますか基本設計ですね、組んできたわけでございます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。担当としていろいろ専門外の部分もあるだろうということいろいろ相談を受けながらというのは非常に結構だと。ところで、今の話をちょっと聞きますと、よそは1台だから我が町は2台設計して、それはそれとしてだから倍ですよというような意味を言いたかったんだろうと思うんですが、一応じゃあ1台で設計した場合と2台制どう違うかっていうと、御存じだと思いますけども、1台と2台、単純に倍にならないんです。同じ教室に2台、1.3倍ぐらいなんです。見積もりいろいろ見てもわかりますけど、どこのメーカー、これ三菱のエアコンなんかでも調べてみたら大体1台であれば、例えば20万円とすると2台同じところに設置する、ツインで設置した

場合には配線とか何かの非常に安くなるあれもあんでしょうけど、機種そのものは3割増しぐらいです。10万円だったら2台目は14万円、合計で2台でも10万円のやつ倍の20万円にならないと。倍増にならないと。倍にはならない。2台目は1台目の2台入れても1.4倍ぐらいしかないという。どこでもこれあれですよ。三菱だけじゃなく。そういうことからすると、よその市町村よりも1台のやつを2台にしてっから高くなる。こんなに金額が総金額倍になるってことはあり得ないはずなんですけど、その辺は研究検討されたのかどうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。確かに岩佐議員のおっしゃるように、単純に2台を1台にすれば半分かというふうなことになりますけども、今回設計をする際に室内機とか室外機の台数とかその辺でみますと1教室当たりガスであれば290万円ぐらいになります。そのほかに電気の配線とか配管工事、そういうふうなもので約1教室当たり100万円ぐらいプラスと。それから一般管理費とか共通架設、諸経費、こういうのでも計算しますと100万円ぐらい1教室なるというふうな計算で、合計このような金額になってきているというふうなことで、その辺の精査というふうなものについては指導、建築営繕班の指導を受けながらこの設計を確認していたというふうなところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。どう見てもその教室を利用する生徒にとって快適な空間を条件を提供できるという環境を整えればいいわけで、各市町村ともそのような状況でつくってはずなんです。1台で十分だといえれば1台だろうし、2台に必要だという部分は2台という。我が町だけはどうも突出しているというような印象受けるんですが、私がこれ逆に文部省とか文科省の立場で申請する、審査するとすれば、これちょっとよそと比較してもおかしいんじゃないか再検討しなさいという指示を出しますけども、これは補助その他のやつはオーケーと確認はとれてるんですかね、裏づけ。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回、国のほうの臨時特例交付金の関係なんですけど、本来は3分の1というふうな大きな補助の率は出てるんですけども、1教室当たりといいますか1平方メートル当たり2万4,800円というふうな上限の金額設定があるものから、特にそこについてのご指摘というふうなのは国のほうからは受けていないのが現状でございます。まだ要望を出しての内定みたいな形なものですから、今後要綱とかそういうふうなのが整備されて、正式な手続きが始まるというふうなことで一応通知は受けております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、総工費、総経費に単する何パーセントだとかいう3分の1だとか4分の1とかそういう補助じゃなくて、もう総金額関係なく1件の金額だということで補助はもう決まっているという、教室数によって決まるという形ですね。そうするとなおさら先ほどまで申し上げたように、2億5,000万円のうち1億7,500万円ほどをこのままでいったら持ち出しとなると。逆によその例が205,600万円、仮に300万円としても47教室でいきますと1億4,100万円ぐらいかな。2億5,500万円からすると1億円以上が差があるんですよ。それは我が町の財源その他材質体制からしてももうちょっとやっぱり研究すべき、検討する必要があるんじゃないかと思えてしょうがないんですが、町長はどんなふうにお感じかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろんな意味でバランスを考えながらやる必要があろうかなというふうに思っておりますので、なお、実施の段階で精査しながら少しでも負担の緩和できるような方向で検討を進めてまいりたいなというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。私だけ質問するわけにいきませんから最後にしますけども、これは新聞に載ったり建設新聞何かに載っちゃうと山元町はこういうことで組んでんだということで足元見られるような、これ再検討するたってなかなか再検討っていうかこのまま決済していっちゃうとそういうもんだと思われちゃう可能性が非常に高いというあれも含めて、これは先ほども町長、副町長どんなふうにお考えになりお感じになったか知りませんが、まだまだ検討、再検討する余地があり過ぎるといふかあるなという問題じゃなくてあり過ぎるといふ感じを受けるんですが、副町長、これ再度見積もり検討一定期間置いて検討し直して差しかえたらどうか。今回は見直しするという形で早い段階でそれで臨時議会でも開いて出すと再提出するという形はお考えないのかどうか。それだとこのまま認めてくれたって私ら実施段階で落としますから言ったってなかなかそれは町民に対する責任、我々説明責任という観点からして説明できませんよ、これ。現にこのままでは。ちょっと差があり過ぎるといふか他の近隣の自治体から見てもそうだし、そういう考えがないかどうか。最終的には町長になると思うんですが、入札関係そういうことでの最高責任者っていう立場から見てどうお感じになってんのか。まずご意見をお伺いします。

副町長（武田健久君）はい、議長。今のご指摘でございますけれども、技術的な部分、関係課の協力も得ながら今回この額を提案させているということでもございます。あと、また今町長の話にもありましたように、実施の段階に向けてさらに精査をしたいということでご理解をいただければというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。実施の段階って言ってもなかなかやはり数字である程度出てきたものをベースになってくるものですからね。このままではちょっと問題なんで、これは再検討して出し直したほうがいいんじゃないかと、そうすべきだと思うんですが、最終的には町長、そうすべきだということをご意見申し上げますけども、いかがなものか。町長の判断をお尋ねしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご案内のとおり、全国的に一斉にこの工事が取りかかりつつある問題でもございますので、タイミング失すとなるとまたその後のスケジュールも変更になる可能性もございますので、その辺を慎重にやる必要も一方ではあるのかなというふうには思います。今ご指摘いただいたわけでございますけども、この場ですぐに即答をとすることはちょっとあれがございまして、議長、ちょっと休憩をいただいて少し考え方なり進め方をどういうふうに軌道修正できるのか否か、少しお時間を頂戴したいというふうに。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時といたします。

午後 1時35分 休憩

---

午後 2時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也君の質問に対しての回答を執行部のほうに求めます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。休憩時間を頂戴していろいろと善後策を確認したところでございます。先ほど少し事実確認なりの部分が足らなかったところもありましたので、改め

て学務課長のほうからご説明を申し上げたいというふうに思いますが、先ほど来の岩佐議員からのご懸念の部分の一つは教室の中での優しい環境を確保するために、基本設計に段階では2台を設置するというふうな考え方でございますけども、これについてはあくまでも基本設計の段階でございまして、先ほど私申し上げましたように、他の自治体のエアコン設置と同じレベルでやるというふうなことを基本にすべきかなというふうな点もございまして、その辺も含めてこれの予算の考え方、これからの執行の考え方というのをもう一度ご説明させていただきたいというふうに思います。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。お時間いただきありがとうございます。ありがとうございました。

私の説明がうまくなんか言い足りない点などもあったのかなというふうに思いますので、もう一度改めて他市町との単価当たりの違い、この辺についてももう一度ご説明したいなというふうに思います。まず初めに、今回うちらほう2台というふうなことで設置してるんですけども、これについては先ほどご説明したように子供たちの健康とかそういうふうなのを含めて今回基本設計では一応2台というふうな形でさせてもらっておりますが、今後詳細設計というふうな流れの中で他市町村との例もございまして、どこまで子供たちの健康管理を考えてというふうなところも考えながら、もしくは例えば3.5馬力を多少大きなものにして1台というふうなことへの変更などを今後の詳細設計の中で検討していければというふうに考えております。

それから、他市町の例なんですけども、平均的に250とかその辺が平均的な今現在各市町村が報道なんかで拾っている数字なんですけども、例えば涌谷あたりですと450万円なんていうふうな1教室あたりでございます。他近隣の市町聞きますとまだ詳細設計とかそういうふうな段階ではなく、本当に概算の概算で出している単価が新聞報道なんかにも載っているというふうなことで、例えば村田、先ほど話ありましたけども、村田については工事費については国が示している2万4,800円の平方メートル単価に少し色をつけた金額でまず予算化をしたというふうなことで、その学校施設の状況などを確認しない中でこのような単価を補正でとっているというふうなことなんかも確認しております。このような中で、うちらほうはガスと電気というふうな併用型というふうなところもございまして、電気であれば1つの室外機当たりも単価的に安いんですが、ガスになりますと室内機、あと室外機というふうなことで単価が電気よりも1台当たり100ぐらいですかね、1教室当たり100万円ぐらい単価が高くなるというふうなところもございまして、他市町村も今後設計する中でいろいろな単価に変わってくるのではないかなというふうに思います。そういうふうな中で、うちらほうはまず基本設計というふうな部分での積算の中で今回お示しをし、予算というふうなことでご提案申し上げます。今後詳細設計というふうな中で金額など、仕様などを精査しながら単価のほうを見直していきたいというふうに考えております。

なお、先ほども説明いたしましたが、室内機とか室外機の単価については今回はあくまでもメーカーのカタログ単価でのご提案というふうにさせてもらっております。実際のどのぐらい割引とかその辺が入るか分かりませんが、実際の入札ではメーカー単価がかなり安くなるというふうなことも聞いておりますので、そういうふうなことも含めまして詳細設計の中で改めて精査をしていきたいというふうに考えておりますので、まず子供たちの夏までというふうなことで今回できれば設置したいというふうに考えているところがございまして、その辺もご理解いただいて、ただいまご指摘がありました

分については詳細設計の中で精査をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今の結論から言うと、説明から感じることは今後詳細設計の段階では1台も含めて検討すると。だから、何とかこの2億5,500万円は認めてくれという結論かなと思うんですが、なかなかそういうわけには我々はいかんという、我々議会の立場でいいますと。不思議なのは、さらにじゃあ2、3点追加してちょっと質問しますけども、これは普通我々は民間で官公庁入札するときには建設物価判というのがあって一つの基準があってそれをベースにいろいろ予定組んでると思うんですね、価格についてはね。工事費なんかはちょっと別でしょうけども、そういう点からするとよそと同じぐらいの価格が工事だつてみんな大体長方形の学校で1階、2階、3階建ての違いがあつても校舎なんてそんなにかわるものではないと思うので、個人損害にはかわんないと思うんだけど、これはなぜこんなにも2台だからふえたつてことにはならない。それがどう説明すんのか。その分をこれから検討し直してやりますでは余りにもわざと過ぎるというか無責任で、これを我々がその程度の情報で決済してくれつていわれてもちょっと無理があり過ぎますね。

もう1点、具体的に指定しますと、坂中の1教室が685万円なんですよ、この見積もりみますと、内訳見ますと、これだつて2年後にどうしようかつていうとこに685万円かな、正確に言うと689万6,000円、こんなのもどういう感覚でどうしてんのかという、こう細かく余り言いたくありませんけど、見ていくと余りにも説得力のないというか疑問ばかりが残る。それで決済しろつつても我々は責任ある決済はちょっとできかねると思うんですが、町長、やっぱりこれはいずれにしても再検討する必要あんだ。

もう一つ申し上げれば、12月の10日かな、の新聞載つてました。亘理町、いわゆる9日議会が始まっていますが、エアコンに関しては実施設計費1,600万円だけを補正予算で組んだ。これから具体的な検討しますと。当然我が町だつてもしここもう一回あれすれば亘理町と同じベースにはなるわけで、これがいいという意味じゃないですけどもね。誤解されちゃ困りますけど、エアコン設置に反対してるわけじゃありません。遅れてもいいとも思ってません。なるべく早く環境整備するというのが基本ですけども、ただ、一方で1億円も単純に言うと1教室300万円で計算して、ざつとですよ、1億5,000万円ぐらいでできると思われるものが2億5,000万円ぐらいもかかる。1億円も余計持ち出しになる。持ち出しつていうか費用かかるということ。その8パーセントぐらいは町単でやるということになればなおさらもうちょっと慎重にやるべきじゃないかということ。ですから、そういう意味も含めて先ほど再度申し上げますけど、今回はこの部分は取り下げてもう一回臨時議会か何かで出されたほうがむしろ早く進むんじゃないかと思うんですが、再検討する余地がないかどうか。いろいろ立場もあつてメンツもあるだろうと思いますけど、これ我々も町民にこれは説明し切れませんので、役場だつて説明し切れないと思う。もう一度お考え直す機会がないかどうか。これをつてなれば当然私としてはこれを賛成するつてわけにはいきませんよ。再考していただくお考えがないかどうか、再度申し上げます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、基本設計をベースにしたお話についてでございますけども、今回のそのエアコンに限らず議会のほうに提案させてもらう設計額というのは最終

的には実施設計が固まった段階ということであればもっと精査は確かにされるわけですが、いろいろとお話しいただいたように、今回の場合については極力スピード感を持って全国的に行われる設置工事でございますので、6月に基本設計の予算案をお認めをいただいて今日に来て、その設計額をもって今回実施設計、そしてまた工事費も込みでお願いをしてきているというふうなことでございまして、少しでも工期を勘案した一つの手法でもございますので、議員ご懸念の基本設計の段階での工事費はややもするとちょっと高く感じられるというのは、それは否めないだろうというふうには思います。ですから、それは先ほど来の繰り返しになりますけれども、これまでの基本設計が2台で優しい風を送るということも大事ですけども、一方では平均的な実施の考え方も大事にしながらというふうなことであれば、それは先ほども教育次官に確認いたしましたけども、必ずしも基本設計と実施設計が軌道修正されたから設計ができないというそういうたぐいのものではないというふうなことも確認させていただきましたので、ぜひご理解いただく中でそういうふうな方向性で実施設計はやるんだと、設置するんだというふうなことをこの場で確認をさせていただきながら、次のステップにぜひ進ませてもらいたいものだなというふうに思います。また、仮に例えば臨時会ということもあるかもしれませんが、私としては今言った方向性、軌道修正した形での考え方をお認めいただく中で必要なタイミングで他の自治体の状況などもさらに確認をし、そういう情報も中間段階でご提供しながら、あるいはその実施設計がまとまって工事の発注前に全協等でご説明申し上げながらご納得いただく形で少しでもスピード感のある対応を取らせていただければご懸念の部分も相当程度払拭していただけるんじゃないかなというふうにも考えるわけでございます。ぜひ基本的な部分については互い問題意識を共有した問題でございますので、少しでも早目の対応する中で対応させていただけるように重ねてお願いを申し上げます。

- 1 番（岩佐哲也君）はい、議長。言葉尻を捉えるつもりはございませんけれども、ちょっと違いみたいな話が先ほどちょっと冒頭ありました。ちょっとの違いでないから申し上げてるといのがまず1点。それから2点目、時期の問題で今やらないと間に合わない、これはそういう現状よくわかります。しかし、今までいろいろ危険区域の設定でもそうだし常磐線の移設もそうだし、時期ないから、時期が上がらないからここを今やらないとだめだからというのはそれで議会もそれに応じたいという形がありますけれども、往々にしてそういう手法を今回も残念ながらエアコンという問題が6月、7月ぐらいからあったわけですから、もっと早くタイミングあわせれば議会に時間がないからきょう結論出せとかいうことを済まなくても済んだらろうということをもっと申し上げたい。それから、よくあることですが、今回は2億5、500万円組んで実際やってた段階で余計なものはカットしますというような趣旨でしたが、今までは逆に当初予算から足らないから補正追加追加するのがよくあるケースで、これが現実的な線をやってみたらこうだったっていうのが出てくるのはやむを得ない、これは当然だと思うんですが、逆に今回はほんと大きな数字出しといて1億円ぐらい違うものが、仮にですよ。それが今度実施段階で1億円カットしますからだったってなかなかそれはちょっと今までのやり方なり考え方からすると逆にここで決済しちゃうと議会が承認したんじゃないかと当然そういう話、往々にして今もそういう、今までもそういう話があったということからすると、総合的に判断するとここんところはそのままと言われる町長のお気持ちもわかんないでもない。

メンツもあるでしょうし我々も何も町長に逆らうつもりはないんですが、ただ、逆に余りにも誤差が多過ぎる。ちょっとの違い、違いが大き過ぎるんでもうちょっと検討の余地があるだろうと。それは私らは個人の思いじゃなくて客観的ないろんなデータ、背景を分析した上で申し上げてるんです。で、町長も気持ちの上ではこれは実際を見直しさせますというような意味で実施設計の段階では見直しするから何とかという話ですが、そうであればここんところはまず確実な数字、確実ってのは語弊ありますけど、もうちょっと精査をした現実に近い数字のものを出して決済をして、その後に追加なったというのはそれはそれなりの状況もあるんでやむを得ないと思います。そういう方向での検討をすべきだということを申し上げておきたいと思いますが、いかがなのか。再度町長のお考えをお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来申し上げましたとおり、この基本設計と実施設計の違いというのが基本的にあるものですから、どうしても基本設計の段階は実施設計に比べれば精度が落ちるといいますかね、概略設計というふうな概念がございますので、その辺についてはぜひご理解を賜ればというふうに思いますし、設置の台数については議会の意向も踏まえた形での軌道修正、これはそういうような方向でというふうなことでございますので、ぜひこれ、ご理解をいただければなというふうに思うところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。ご理解をと言われてもなかなか難しいということを申し上げて、これ以上もう堂々めぐりになるでしょうから私は申し上げません。ただ、基本的に申し上げますと、私は基本的にはこのままでは賛成しかねますよということを申し上げておく。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

3番（竹内和彦君）はい、議長。18ページ、お願いします。8款の6項3目、こちらに都市計画復興推進費ということで600万円の工事請負費というものがありますけど、旧山下駅前周辺環境整備事業工事ということありますけど、これももう少し具体的にどういうことなのか説明願います。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。これは具体的にいいますと旧山下駅前の今トイレでございますけれども、その撤去工事というような内容になっております。

3番（竹内和彦君）はい、議長。このトイレ撤去というのはたしかこの辺は震災で水かぶって撤去するはずだったのを利用する人がいると、ボランティアの人たちが利用するんだということで残したはずだと思うんですけど、なぜそれを撤去するのか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。今回、この近傍で行われております県道山下停車場線の整備にかかわりまして、どうしてもトイレの用地の創出というものが必要になってきたというものが大きな理由になっております。ちなみに、トイレ壊した後の計画につきましては、まずもともと県道ができてしまうと利用勝手が悪いところに今トイレがあるということもまずありまして、例えば駐車場側のほうに移設をすとか、あとは今頭無西牛橋線という旧JRの跡線の今道路の整備しておりますけれども、そのこのホームの駅舎があった部分、そこは広場になる予定なんですけど、例えばそこに移設すとか、あとはそもそも今の利用実態であわせてトイレが本当に必要なのかっていうのも含めて今後ちょっとそういったところも検討していきたいというふうには考えております。

3番（竹内和彦君）はい、議長。道路、あそこ停車場通り延長すると思うんですけど、その道路

の中に入るんですか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。先日全員協議会の中でご説明させた内容と同じ回答になるんですけれども、ちょっとその関係する地権者の方との関係性も含めて用地の創出が必要になったというような状況になっております。

3番（竹内和彦君）はい、議長。近くにはたしか震災のメモリアルの慰霊碑か何か建ったんで、利用する方は結構いると思うんで、その辺の利用ということを考えるとこれを新たにつくるといことになるんですか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。ちょっと先ほどご説明させていただきましたけれども、議員おっしゃるとおり、震災遺構、駐車場側のほうに移設するという方針もあると思いますし、先ほど現在整備中の旧山下駅のホームがあった部分が広場になりますので、そちらのほうの利用勝手がいいのかと。そもそも、今のあの部分の利用形態からして年間の維持管理をかけてまでトイレを本当に新設する必要があるのかってのも含めまして今後のトイレの整備については場所、設置の有無も含めて検討していきたいというふうに思っております。

3番（竹内和彦君）はい、議長。たしか私も記憶が定かでないんですけど、必要だからということで残したはずのトイレが今回撤去されるということで、大変残念なことは残念なんですけど、利用がなかなか難しいと今後このメモリアルホールにメモリアルの慰霊碑を訪れる人たちが不便にならないようにその辺は今後検討していただきたいということで、終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。きょうは失言をしないということで思って参加したわけですが、ちょっとさきほどのエアコンの話ひど過ぎますね。ここに来て、そしていろいろこのやりとりをしている中でいろいろ新たな事実が出てくるというちょっと前代未聞といえますかね。内容、この内容以前に問題があるんじゃないかと。提案する段階で全協でも説明受けた記憶もあるんですが、こんなに詳しい話は聞いてません。あと、先ほど質問なされた方は我々以上、我々以上つつたらおかしいけども、担当の常任委員会中で詳しくやりとりあった中で、そういうやりとりがあった中でも我々よりも詳しい説明があってもまだ疑問が残るということで先ほど来のやりとりがあったかと思うんですが、その何枚敷つつうんだかさ、我々はそれ以上のその詳しい産建常任委員会でやりとりされた内容もわからず、表面的に提案されたという現状だと思いますね。ガスと電気の併用とかっていうのは全協の中では説明あったんだっけか。あったの。それは私が気に留めてない。資料読めばわかることになってんだね。それは大変失礼しました。とか、このことについてはまずそもそも事業がいいっていか求められてる本来ならばもっと以前にやられていなければならなかった事業で、当然これはやるべきだという立場から望んでいたもんですから、そういったところまで確認をすることはしなかった私が悪かったんですが、しかしながら、それ以後1台なんぼとか、あともそのガス・電気の併用ということで進めるということでは、これは私も最近わかった話なんですけど、報道の中でガスは安い、電気は高いとか、ただ、そのガスの中でも都市ガスとプロパンではまた違いますよとかというのは最近わかった実質なんですけど、そのことによって全体の事業費が決めて、そしてその上で我々に提案されるということになるかと思うんですが、その辺のこの手続上といいますか説明が本当はないとは言いません。我々が気持ちよく通せる

ような説明は結果的になかったということでは大いにこの問題にしなければならない件だと思います。

そして、先ほど来のこの話を聞いてますね。まず予算を認めてけろ、あと精査して策の中で対応していくからと。これもこういうやり方が果たして許されるのかどうか。予算を決めてしまえばその予算の範囲内でどンドン前に進んでいくっていうのがこれまでの経緯ですから、今話を聞くとその予算は最大値をとっているっていいですかね。だから、実際にやるときにはその限りでないんだということもあるかと思います。しかし、その機会に最大限ばっちり使いましょう。もう予算として認められたんだから自由に執行部としては議会の承認を得たということで自由に使える金あんだ。余すことない、そういう考え方もあるということだね。そういうふうにやってるつつう話でなく。というふうにも見られるような予算の提案の仕方というのはいかがなものかと。この件についてやっぱりすっきりした形でいい事業なんですからやっぱり進めるべきだと思います。時間の問題ありますけども、何もこの臨時議会を招集することだって可能だし、その辺の話についてはやりようによっては大きな心配懸念とすることはしないのではないかと。いうふうに思うんですが、ちょっととりとめのない話の中で何を言いたいかといいますと、やはりこれは検討すべきだと、提案の。先ほどの議員が言ったような、もっと我々がすっきりした形で認める、笑顔で認められるような中身で提案していただければと思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。執行部といたしましてはいろいろと議員ご懸念の部分もあるかというふうには思いますけども、先ほど来からお話し申し上げているとおり、基本設計、そしてまたその基本設計の段階では実勢価格といいますかカタログ価格といいますか、そういうもので計上せざるを得ないという中で、次の実施設計の中で出てきた設計額、そしてまたその入札の段階での、先ほど担当課長が申し上げた一定程度の幅のある入札価格というのが一般的なようなこととございますので、そういうようなことも勘案していただきながら今回のこの予算についてはぜひともご理解、お認めをいただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺も姿勢の問題になんのかなと思うんですが、きのうと先ほど出てきた坂中の680万円つうの、これも事実だとすればこれをかけてどうなんですか。その辺のことについて我々全くわかんない。産建常任委員会の中ではそういう話しあったかもどうだかつうのあるんだけど、そういうわかってる人となない人がいる中で結論を求めるといのはいかがなもの。説明者側からしてそういうこととか……。ということとか、本当に何まだ十分私たちは闇の中で決めねくてねっていうような先ほど来のやりとりの中から見るとそういうふうを受けとめてるんですが、そういう中で我々果たしてっていうか知らない中で十分この理解不足の中でこうした多額の金額のものを認めてしまっているのかどうかという点というのものもあるんです。ですから、その辺もやっぱり説明姿勢事細かに事細かくやっぱ説明してもらわねと何か引き下がることがなかなか議員としては無責任な対応になるというふうになってしまうんで、その辺。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今議員から具体の部分も列記されましたので、この点につきましてはこれまでの所管の委員会等々で担当課のほうでも委員の皆様からの問題提起を受けて説明してきた経過もございまして、あるいはその坂元中学校だけがちょっと突出しているような部分についても改めて担当課長のほうからこの機会に説明をさせていただ

ければというふうに思います。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまお話が出ております、例えば坂元中学校の1基当たり1教室ですか、680万円というふうな単価なんですけども、こちらについては電気式というふうなことで予定しておりますけれども、その他の配線工事とか電線の工事とか、そういうふうな諸経費の分が結局坂元中学校については教室が3つ、それから校長室というふうな4教室、4部屋に設置を予定してるわけなんですけども、結局その諸経費が設置する教室が少ないために1教室当たりその部分が全部加算していくというふうに割高になってしまうというふうなことでご理解いただければなというふうに思います。例えば、山中ですと470万円ぐらいというふうなことになるわけなんですけども、そういうふうなことで教室数が少ないというふうなことで、若干割高になるというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

また、あと全協とか常任委員会の中でこれまでご説明してきたわけなんですけども、その中で詳細な説明まで至らなかった部分についてはおわびしたいというふうに思います。よろしくご理解のほどをお願いいたします。

それから、ガスと電気というふうなことの今回2つの方式というふうなことなんですけども、これについては小学校をガスに切りかえたわけなんですけども、前にも全員協議会でお話ししましたが、坂元小学校、山下小学校、山一小、こちらについては電気では予定したんですが、途中キュービクルの増設工事というふうなもので工事費がかさみますので、ガスと比較した際にガスでの初期投資のほうが安くなるというふうなこと、それからキュービクルの納品に6カ月以上の納期がかかるというふうなこともちょっと情報で聞いておりましたので、できるだけ速やかにというふうなことで若干コスト的には高くなるんですけども、初期段階では小学校についてはガスでというふうなことで切りかえさせていただいたというふうな経緯もございます。よろしくをお願いいたします。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですからそういう事前の説明、提案する前の説明、きょうの提案の中でももしかしたらそういったことも含めて今まで説明してこなかった、しかしながら説明もっと詳しくみんなが理解できる。だったら、先ほどのあるんだけども、なんぼでもぼっぼぼと答えが返ってこなくちゃいけないのが何かそういう状況がないというとか十分な検討のないままに提案してきたのかというような受けとめ方をせざるを得ない。こいつ、俺の場合はな。皆さんは十分理解してつかと思うんだけど、ただ先ほどのやりとりの中でから考えると、あと私の受けとめから考えると何かそんな提案のされ方をしたのかな。この件については先ほどの議論の中でも産建常任委員会でもこのいろいろ指摘検討、再検討求めてもその結果が返ってこなかったとか、その辺の話等々も聞くと知らない目から聞くとなんだやっというふうな話にという受けとめ方になる。そういうところからの不安でどうすればいいのか、懸念でどうすればいいのかというふうになってしまうということをこの件については訴えて終わる前に、やっばさっきの坂小つつたっけ、坂中つつたの。坂中680万円、坂中いねぐなんだけんともそすたところに、それはそれで個別で考えてもいいんでないの。個別ってもうどうせ3年後ねぐなるんだからわ。建物はあっけども。ただ、それはその使い方がもう今っからもうそういう動きの中で決まってるんだったらばそれにあっような設置の仕方、あるいはもしそこに、この680万円だけっていうけど、確かにいろいろ理由はあるんだけども、そこだけ考えるとやっぱりこの金のかけ方でどうなのかな。そして将来のない坂

中でどうなのかなというふうに考えて、やっぱりこの辺もやっぱり疑問が解けない、懸念が解けない中で我々っていうかみんなはみんなで十分理解してるんだ。俺は判断しねくてねのかな。いう懸念を訴えてこの件については終わります。

あと、非常に簡単なつつうか、素朴な疑問。素朴な疑問についてちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（阿部 均君）今の件は回答要らないですね。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。要らね、要らね。答えももらったってまだ理解できねんだおん。

あとね、ちょっと待ってな。わしえだわ。国のなんだ、元号、ガンゴウ、元号改正。元号改正での何とかですのために機械を直すだか何だかつつうとこあったと思うんだけど、13ページ。ちょっと細い話なんだけども、その財源を確認します。

議長（阿部 均君）これじゃないのか。13ページでしょう。13ページでないの。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ごめん、ごめん。13ページの2款総務費3項戸籍住民基本台帳の1目戸籍住民基本台帳費の委託料13節委託料の戸籍電算システム改元対応業務料32万2,000円についてお伺いします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。こちらにつきましては一般財源となっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。であれば一般財源なってっから確認したんだけども、本当にというか細いというか嫌味的なあれになるんだけども、これ国の制度で負担がふえるという内容だと思うんだけども、だったらこれは国の金でやれよ。ほかの制度ではそういうふうになってるよね。国保とか何とか国が改正した後、それに係る費用は負担は国で持ちますよというようなのが一般的かなというふうに受けとめていたところが、この件に関してはあんたたちで持ちなさいと、俺たち変えっけっともあんたたちその分についてはあんたらの金で対応しろというふうな中身だと思うんだけども、そういうことでいいの。今後それについて地方交付税どうのこうのとかっていうとかってそういうあれもないのね。あれもないっていうとあいつたけんとも、何つつうんだや、こいなとき。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今後そのようなことは予定されておられません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。こういうやり方されっつとほんとに地方自治体地方財政つつうの非常にないのはどんどんなくなっていくってことなんだけども、町長、この辺の考え方がででしょうか。町長どうのこうのつつうんでねよ。一応考え方としてどのような受けとめ方をしてるのでしょうかということをお聞きしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の部分については、ご案内のように改元という元号の改まるというふうな全国的なことの中での対応なんでございまして、議員同様私も非常に地方としては、基礎自治体としてはなおさらのことこういうものの積み重ねが非常に痛いところがございます。このほかにもいろんな国が音頭取ってる各種システムの改修、これも毎年のように行われるわけでもございまして、それについても相当の委託費を出費しなくちゃいけないというのは本当につらい思いで思います。エアコンもしかりでございまして。全国的に一斉に華々しくアドバルーンを上げた割には、先ほども出ましたように、微々たる国の負担、支援割合というふうなことで、結果として地方に重く負担がのしかかるというようなことでございまして、なかなか本心は喜んでというふうに追従できないという側面もはらんでいる場面場面がありまして、常に悩ましい思いでいるところがございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。こういったたぐいの問題はどんどん横並びで町村議長会でなく町村会とか何会とかでどんどん国へ申し入れ、今町長おっしゃったように、どこの自治体でもそういうことで苦労しているということであるならば、やっぱりどんどんやっぱりそういう声をあげていかなくちやならないと思います。ぜひそういうのを取り上げ、そしてぜひこの地方の負担を少なくして、地方の金は地方、住民に十分使える量のシステムにぜひ強く国へ申し入れるべきだと。その根底にあんのは地方分権の大きく変わった財源移譲とか、はっきり言って国で言ったようになってないから。本来ならばこういうことも地方自治体でできるように財源移譲しますよと言ってんのにもかかわらずそれがうまく言ったとおりにないということの背景にあるということもあるんです。それは山元町の一町長がね、頑張れつつもそれは役立たない話ですから、ぜひその各方面、そういった機会には声を上げて、そしてこういった負担を少なくして町の金は町民のために、あるいはまちづくりづくりのために使えるようなそういう財源の流れ、金の流れをぜひ取り上げてほしいということを求めて、終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、議長。エアコン設置の件についてですけども、ガスと電気と、これは11月の全協で説明したものですよね。そこでいろいろ数字が出ておりますけども、メリット・デメリットの分もあります。これを詳細な説明をちょっとお願いしたいです。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。全協のときお配りした資料でしょうかね。そこでの電気とガスのメリット・デメリットというふうなことで、まず電気の場合のメリットというふうなことにつきましては、ガスに、ランニングコストのほうでガスに比べ安価である。このガスにつきましては都市ガスとあとプロパンガスによって違うわけですけども、一般的にはガスに比べて電気のほうが安価というふうなことでございます。それから、電気の場合のメリットもう一つについては、空調機のメンテナンスがよいであるというふうなことで、これについては定期的な保守点検というふうなものが不要なく、簡易な清掃等で済むというふうなことでご理解いただければと思います。

デメリットの場合ですと、電気の場合ですとその電気の容量が足りない場合、キュービクルの増設が必要というふうなことで、イニシャルコストがガスに比べて割高でありと、工期も長期になるというふうなことで、今回山元町の場合ですとその電気ですと小学校も整備する予定でいたんですけども、キュービクルの増設と容量が足りないためのキュービクルの増設が必要というふうになったために、ガスに比べてイニシャルコストもガスに比べて高くなり、またあと工期も長期化するというふうなこともございましたんで、うちらほうがちょうどこのデメリットに当たるということもありまして、今回小学校3校についてはガス式に今変更させていただいたというふうなことでございます。

それから、ガスの場合のメリットというふうなことで、キュービクルの増設が、要は電気の容量とかその辺は使えませんので、キュービクルの増設が不要というふうなことで、ガスに比べイニシャルコストが安価というふうなこととなります。また、工期、こちらについても電気と比べて短縮できるというふうなのがガスのメリットというふうになります。それからデメリットについては、ガスの場合ですとランニングコストが電気と比べ割高というふうなことで、都市ガスでない場合ですとガスのほうがちょっと割高になるというふうなことでデメリットというふうに挙げられます。もう一つのデメリットといたしましては、空調機のメンテナンスが電気と比べ割高というふうなことで、毎

年点検というふうなものがガスの場合ですと必要になりますんで、この辺がガスの場合のデメリットというふうになるかというふうに思います。以上で説明とさせていただきます。

12番（青田和夫君）はい、議長。今のメリット・デメリット、わかりました。電気のメリット・デメリットの説明ありましたけども、100で計算してるんですか。それとも3層で計算してるんですか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回については3層でというふうなことで設計になっていると思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。そのガス、要するに小学校区域には全部ガスで、そして中学校は電気だと。その線引きはどういうふうにして経緯なんですか、これは。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。前に、たしか全協のときもお示ししたかと思いますが、表の上のほうにイニシアルとランニングの資料がなかったでしょうか。ありますよね。そういうふうなことで、今回設計をする際に全校電気というふうなことで考えてはいたんですけども、基本設計を進める中で小学校についてはキュービクルの工事が増設工事が必要になるというふうなことで、中学校については容量は間に合っているわけですので増設は不要なんですけども、小学校は改めて増設が必要になった、電気の容量が足りないというふうなことで、キュービクルの工事を行うとなると費用がかさんでくるというふうなことで、小学校についてはガスで設備を整えたほうが費用が抑えられるというふうな……、工期が、失礼しました、ガスのほうが安価で対応できるというふうなことで、あとはキュービクルの納品を待つ必要がなく工期も短縮できるというふうなことでこのような形で考えております。

12番（青田和夫君）はい、議長。ちょっと中身についてはガスが緊急性を要するってことでコスト高のやつを使えば安くなるってことわかりますけども、何で統一しないのか。幾ら緊急性、国の方針でいつまでやれつつの方針が出てるんですか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。国のほうではいつまでというふうなことでは、その方針等については明確なものはございません。ただ、子供たちの今後の夏の猛暑と、ことしみたいな猛暑というふうなこともございましたんで、できるだけ早くというふうなことでことしの、来年の夏に向けて早急に取り組んでいきたいというふうなこと、それからもう1点、要は今後工事を行うわけになりますけども、その際ですと各市町村一緒に用意ドンというふうなことになりますんで、できるだけ早目にというふうなこともございまして、今回このような提案をさせてもらっております。以上です。

12番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、早期につくらなきゃいけないという解釈でガスを使用する。であれば、メリット的には工期も短縮できる。ただ、それだけの理解でいいのか。それと、この工事についての委託料出てますけども、委託先ってのはどこなんですか。まだこれからだと思っただけど、もしか委託料の数字が出てるんであれば内々に決まってるのか。それちょっとお伺いします。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回詳細設計というふうなものもあわせて、工事と一緒にあわせてご提案させてもらっております。委託につきましては今後検討を進めていきたい、選定をしていきたいというふうには考えております。ただ、基本設計というふうなものを行ってらっしゃる業者もございましたので、その辺との、要は内容を熟知しているというふうなところも視野に今後委託先を決定していきたいというふうに思います。

1 2 番（青田和夫君）はい、議長。確認をしますけども、基本設計があつて、詳細設計があつて、実施設計があるんですよ。そのような理解をしてるんだけど、どのような形で理解すればいいのちょっとお伺いします。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回、うちのほうで考えているっていうか流れるには今回基本設計というふうなことを今終わったわけなんですけれども、今後詳細設計、要は実施設計イコールというふうなことで今後委託を考えております。

1 2 番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、今提示されてる数字に関してはコストダウンを大幅に見込んでいると、そのような理解でいいんですか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。コスト、大幅なというふうなコストダウンというふうなことですが、今基本設計の中ではあくまでもメーカーの単価等、標準単価を用いておりますので、大幅というふうな表現がどこまでの確かかどうかわかりませんが、コストといえますか価格でのダウンというふうなものは大いにあり得るものと考えております。

1 2 番（青田和夫君）はい、議長。再度確認します。このガスのさ、要するに室外機、室外機はどれぐらいの面積の冷房能力あるのか。それと、室内機、室外機と室内機とあるんだけど、その室内機のやつも置き型にするのか天井つりをするのか。それでも値段が違うわけですよ。その辺に詳細に説明をお願いします。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。まず、室内機ですけども、室内機については天井につるタイプを考えております。その理由につきましても、教室に据え置き型になりますと教室の一部を使うこととなりますので、今の教室に設置となると机を動かしたりとかっていうふうなことも考えられますので、そういうふうなことがないように天井につるタイプというふうに考えております。あと、その室外機なんですけども、室外機については今のちょっと設計でいきますとそんなに大きくないものかというふうに、タイプの内訳まではちょっと持っていなかったものですから詳細にお答えできませんけども、ある一定の場所に設置をして台数2台、3台というふうにまとめてガスの場合は置く方向でございます。そこにガスのタンク等を設置してできるだけ配管とか何かを短くするというふうな計画で設置する予定です。

1 2 番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、今の説明が室内機を大体説明でわかりましたけども、その附帯設備として工事費等々かかりますよね。換気扇等もある程度のものを必要とする。要するに、換気扇は中の空気を外に出すだけじゃなくて悪い空気を出すようなシステムの換気扇が非常に今はやってる。そのようなものまできちんと精査されてんのか、ちょっとお伺いします。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回、整備する際には各教室に換気扇というふうなものを各1台ずつ設置する計画でございます。その悪いものを出すとかが何かっていうその、ちょっと詳細まではわかりませんが、各教室に1台換気扇は設置というふうな計画でおります。

1 2 番（青田和夫君）はい、議長。今言ってるのは通常の換気扇であれば全て暖かい、例えば冷たい風まで外に出してしまう。今の流行のやつは悪い空気だけを外に出す、そういう換気扇が今主流だってことを言ってるんですよ。詳細でちゃんとそれも出てこなければ単価的にはまた違うんですよ、非常に。そういう意味合いでお伺いしたとこです。

あとは、ガスとかの電気代等々のやつで年間、単純計算でいいんですからここに書いてある数字じゃなくてどういうふうな差を計算してるのか具体的なことを教えてください。

い。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回概算でというふうなことでランニングコストでガスとか電気の比較もしてるわけなんですけども、今回その比較に使った数字の根拠といいますと6月から9月までの使用というふうなことで概算を出しております。その中で、6月であれば例えば延べ150時間運転というふうなことでの比較というふうなことで計算をしております。以上です。

12番（青田和夫君）はい、議長。6月で150時間の計算でいいんですか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。6月が延べ150時間ですね。それから7月では200時間、8月は夏休み等というふうなところもございしますが、一応100時間で、9月に200時間というふうなことで一応積算をしております。

12番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。で、最後にだけ1点だけお伺いします。室内機はガス、電気、合わせてどれぐらいの馬力を想定しているのか。要するに、さっき説明で小学校はたんねつつうこと言ってたけど。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。室外機、ガスの場合ですと一応統一で全部同じというふうなことではないんですけども、例えば7.1キロワットとか、それから大きいのですと11というふうなキロワットの……。大変失礼しました。これ、室内機でございました。室外機につきましては、例えばこれは山下小学校になりますけども、山下小学校で見込んでいるのは85キロワットのが1台、あとは71キロワットのが2台というふうなことで、各学校ごとにその部屋の規模とかそういうふうなのにあわせた形の室外機を見込んでいるというふうな状況です。71です。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後3時05分 休憩

---

午後3時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）質疑はありませんか。7番菊地康彦君の質疑を許します。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今のエアコンの件についてお伺いします。この予算、補正予算ということですが、今後このスケジュールでことしの夏まで全校舎、全教室の設置は可能かどうかお伺いします。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回ほかの市町村も工事発注している例なんかもございまして、私らほうとしても今の予定では来年の夏までというふうなことで、できれば2学期からは設置した中でというふうなことで進めていければというふうに考えております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。2学期ということは夏休み明けということですか。それで、結局効果っていうのはどうなんでしょう。今の夏の状態見ると夏休み前が暑くて苦しんでるわけですね。夏休み終わって来てそれも暑くないとは言いませんけれども、今その言われている中でそれが果たして効果があらわれないとするといかなものかと思うんですが。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。大変失礼しました。2学期というふうなのは安全パイみたいな形で期間を言ったわけなんですけども、今後工事を発注する中で1日でも早く設置でき

るように、ただ、今の使っている教室に設置というふうなこともございますので、その工事期間とか工事の手法、その辺を考えながらできるだけ早く設置できるように、例えば今あいている教室に工事する際には一時的に移動したりとかそういうふうなことで工事をできるだけ短縮しながら、夏前にでも設置できるような形で今後詰めていきたいというふうに考えております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。先ほどから言ってるように、夏休み前かと思うんですね。つうことは6月までに終わってないと実際使えないという部分もあります。先ほど来からその工事は今やらないと間に合わないんだよということも言われてるんですが、それが工期として夏休み中に工事するようになったりすればなおさら使う部分が秋になってしまいうというふうになると思います。その点指摘しておきますの一つと、あとちょっと私わかんないんで可能かどうかでありますが、ほかでは夏休みの時期をずらしてるという例もあります。早くすつとか遅くすつとかということその暑さ、寒さっていうほうが多いのかもわかりませんが、北海道だと早く汽車の地域寄ってやるとか。これは毎年じゃなくてもエアコンが今回設置の時期がずれるとなればそういった対策ってとれるものなのかどうかちょっとお伺いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。長期休業の設定については学校管理規則に定めておまして、夏休みは7月の21から8月の24までと、済みません、25までですね。その夏休み期間をずらすということは管理規則を変えてということになるわけですが、管理規則でするのでその1年だけの対応ということではありませんから、今後その変えたものについてはある程度そのままいくということですので、それを変えるということは非常におっきなことですから時間をかけて検討しなければいけないものと思います。夏の暑さ対策っていうこともあります。そのほかにも管理規則で夏休みをちょっと短くして授業日をふやすとかっていうことも今後の検討課題だなとは思っていますが、差し当たってすぐにその規則を変えて夏休みをずらすということは今のところ考えておりません。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうとなればやはり子供たちの勉強の環境だったり健康面を考えてこの補正でエアコンの予算を立てているということですが、やはり是が非でも今からやるのであれば6月まで終わらせないといけないんじゃないかなと。ただ、一斉に終わるっていうことは考えられないと思います。学校ごとだったり、クラスごと、これは順番っていうのはあると思います。それにしてもやはりこのエアコン設置するに当たってやるべきことは工期をしっかりとするというしかないかと思うんですね。でなければやはりことし夏は学校単位でやっていただくとか、そんなこと考えていかないと先ほど来から今やらないとこのエアコンのスケジュールが狂ってくるというふうなことで言われてますが、やはり説明の中にいろんなわからない点とか不明朗な点が多過ぎて、それで結論を出してしまっているのかっていうのを私も感じてます。であれば、ここで今やっていただくのであれば6月末まで絶対やるからということがあれば考えざるを得ないとは思いますが、何分弱いところを突かれますね。子供たちの環境と言われると。でも、やはりお金の使い方っていうのも十分大切なんじゃないかなと思いますので、そういった内容の質問でございます。工期的にはまだ何とも言えないですよ。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。はっきりした工期といいますか、工期限というふうなことなんですけども、今後進める中でいろんな情報を収集しながら、例えばガスと電気に分かれますので、1本で全部どこ出すのではなくて、2つに分けた形でガスと電気に出すと

かそういうふうな手法も考えながら、できるだけ工期短縮に努め、子供たちに早い段階でエアコンができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。何点かご質問をさせていただきます。近隣の市町村含めてガスを使ってエアコンを学校に入れているところはあるのかどうかをまず第1点目、お伺いします。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。近隣で今確認したところあるんですけども、まだ基本設計とかそういうふうなところにも入っていないので、今後検討するというふうなことで、まだ電気ともガスとも決めていない市町村もございます。ただ、岩沼については電気というふうなことで進めている状況です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。これまでの回答を聞きますと、工期を短くして来年の6月に間に合わせるという大前提からガス、キュービクルを増設しなければならないのでガスというふうなことですが、ゆくゆくガスについては不安材料ってたくさんあるの。電気とガスを比べた場合には何しろ子供対象のものでありますから不安材料がないのかどうか、そのことについてお伺いします。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。不安材料っていいますとどういうふうなものをというふうなことを考えますけども、まずガスは室外機のほうで全部処理してその熱を送るような格好になると思いますので、その室外機についてはある一定の場所に集中してというふうなことで設置するようになりますので、その心配は電気もガスも室内での、教室内での条件は同じなんではないかというふうに考えております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ガスについてはガス漏れというふうなこともありますし、それから電気ではなくてガスとか灯油のストーブをつけてると防火管理者というふうな設定基準とかいろんなことが出てくると思われますが、というと学校現場に責任が回っていくわけですね。そういうふうなことを考えたときに電気とガスではその管理方法に全然違った影響が出てくるというふうなことが予想されると思うので、そのこと、方面から見たらどうなのか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回エアコンというふうなことで、ガス・電気というふうなことなんですけども、危険物の関係でいきますと小・中学校に地下タンクとかちょっと容量忘れましたけども、ある一定の容量を地下タンクに保管する場合にはその危険物担当者というふうなの必要になりますけども、今回ガスと何かについては多分問題ないんじゃないかなというふうに考えております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。学校にも給湯器を含めてプロパンガスを置くスペースとか何かがありますが、全部囲いがあって中に入れないようなそういう安全設備とか何かもありますが、そういうふうなことを考えると割高になってしまってゆくゆくはガスのほうが高くなるんでないか。ですので、このような状況になってきたら何となく来年の6月に間に合わなくなってしまうたら今やってる議論が全然違った方向にならざるをなってくるんじゃないか。そのような危惧の念はないかどうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回その完成時期のことを考えるとまだ明確なことは私たちははっきりとは言えないんですけども、ただ、今回ガスのほうが小学校の場合ですとキュービクル工事を行うほうが割高になってくると、小学校の場合は。そして、キュービクル増設となった際には納期が約6カ月以上かかるんじゃないかというふうな情報も聞い

ておりましたんで、そうしますと完全にも夏なんていうの間に合わなくなりますんで、そこを小学校についてはガスに切りかえて早急に詳細設計が済めばすぐ、今度は工事に入るというふうな予定で計画していたとこでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。学校再編の問題がありまして、中学校は本当に目の前なわけですが、小学校については10年先の話ですので10年ぐらいは使わなければならないわけですね。そのことを考えると、ランニングコストから全て考えていったほうがいいのかというふうなことをまずご指摘申し上げておきたいと思えます。

それから、例えば先ほど議題に出てきてました坂元中学校ですね。台数等々を考えると普通教室だけでいいのかというふうなこと、例えば音楽室はどうするのかとか視聴覚室はどうするのかとか1日のうちに生徒たちが、子供たちが過ごしている時間が長いところだけでいいのか。それではだめだと私は思うんですよ、正直な話ね。それから教室に入っている想定人数はどのぐらいなのか。例えば中学生だと20人いると大分体から熱量が出て1台では足りない。四方上空の四方吹き出しの1台では私は足りなくなるんでないかというふうな想像しております。それからもちろん考えておると思いますが、遮光カーテンとか何か、そういうふうなことも考えてやらないと学校の窓の大きなところは特に暑いわけですので、そういうふうなことを想定されていると思えますので、もう少し詳細に検討されていっていいと思えます。6月の梅雨時にいわゆるエアコンって冷やすだけじゃなくて湿度の調整っていうのも大事なものですし、食事の後のエアコンってのも非常に重要な形になってきますので、6月まで間に合わないんであればもう少し慎重に検討なさる。そういうふうな考えはないかどうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。間に合うか間に合わないかっていうのは非常に大きな問題だとは思いますが、昨年の基本設計に入る段階では言ってみればほかに先んじて山元町は教室にエアコンを入れるということで、町長の考えも含めましてやるつもりであったんですが、その後の状況で全ての市町村で入れるようになってきた。そこで状況が少し変わりました、物が入るかどうとか工事ができるかどうかというところの懸念は確かに出てきているわけですが、そのところはこちらでコントロールできない部分ではあるんですが、思いとしてはできるだけ来年の夏には間に合わせたいということで今回設計して、その費用を示したところですので、これまでこちらのほうからお話しさせていただいているように、今回の予算についてはお認めいただいてその費用を、説明が足りないとか費用のことでいろいろご助言は、ご指摘はいただいているんですけども、今後の詳細の設計の中でそのところを詰めていけるようにしたいんだ、詰めていきたいなと考えているところです。以上です。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。教室の考え方なんですけども、当初は町単独でエアコン整備というふうなことで教室、普通教室とそれから特別支援教室の設置の予定でいたんですが、国のほうから今回臨時特例交付金ですか、の通知が来た際にその他の特別教室も要望してくださいというふうなことがございまして、学校等と確認しまして、最低限といいますか必要なところというふうな確認をとりまして今回パソコン教室とそれから図書室というふうなことで追加で国のほうに要望を出していたとこでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。先ほどからみなさんの質問に詳細設計をもとにというふうなことですけど、その詳細設計を出してからというふうなことではだめなのかどうかですね。このように皆さんからいろんな意見があって2億5,595万円の予算では高過ぎるん

じゃないか。もっといろんな観点から方面から検討して詳細にもう一回やり直してそれでも、例えばそれに1カ月とか2カ月かかるんだ、それでは絶対6月間に合わないよというふうに言われれば私ほうんというふうに首をひねりますけども、このままではなかなかやっぱり皆さん承知納得できないのかなって正直なことは考えております。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。6月までにはというふうな確約はできないんですけども、今回詳細設計と合わせて工事費出させてもらってるわけなんですけども、詳細設計を早急に業務委託かけまして、その中である一定の設計額が見えてきた段階で聞こうというふうな形で進めていければというふうに考えておりました。そういうふうなことで、詳細設計と工事費と今回セットで提案させてもらっているところでございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

10番（高橋建夫君）はい、議長。先ほど来からこのエアコンについて皆様から貴重な意見がいっぱい出されてるわけなんですけども、要は非常にいい事業なんでしっかりとやってほしいというのがみなさんの願いだと思います。それと同時に、スタートの時点でもややもや感があるとどうしてもすっきりしない。そのもやもや感の少しでも排除するには、私単純に2つだけちょっと質問したいと思います。

1つは、きょうのスタートの時点から各自治体となにか3件か4件ぐらいの自治体と横の連絡をとって情報交換をしているという話がありました。それで、総費用を単純に総教室数で割った金額との違いが倍半分違うんでないかというようなことなんですけども、本当にまずベースとして、要するに他の自治体は1教室に1台なのか2台なのか。こちらは2台と言ってんですよね。まずその辺の比較をきちっと今までの情報とった中で、まず一つは明確にお答え願いたいと思います。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回近隣の市町とか新聞に載っている市町村なんかにもちょっと聞き取りを行ったところでございます。基本的には1教室1つで考えているというふうな市町村が主なんですけども、ただ、ほかの市町村ですとうちのほうは6月に基本設計の予算をとりましてここまで進んできているわけなんですけども、ほかの市町村については今回の特例交付金の関係で、単価掛ける教室数とか何かそういうふうな漠然とした予算の中で進めている市町村も多々ございます。そういうふうな中で、まだ詳細設計に入っていないんで、要は電気にするかガスにするか、もしくは1台にするか2台にするかとか、そういうふうなところまで行ってないというふうな回答をいただいた市町村が多々ございます。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。というのは、例えば1台と決まってるるところと単純に比較すればこちらでは2台、坂元中学校は1台あれなんで47掛ける2で94台室内機で言えば94台ですよね。それが93台になんのかな。それで単純に割ると2億270万円台になるはずなんですよね、今現時点で。それは間違いないですかね。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。確かに部屋数で割ると540万円とかってなるわけですが、例えば教室に2台というふうなところもございまして、そういうふうなのを割りますと250万円とかそういうふうな単純計算にはなるわけなんですけども、そういうふうなことでほかの市町村まだその辺まで詳細な設計が入っていないというふうなところもございまして、うちらほうは学校を確認して、要は配線の工事とか電線の工事、あとはキュービクルの工事が必要かどうかそこまで確認した上でのこの単価というふうになっておりますんで、ほかの市町村どこまで進んでるかわかりませんが、今後そういう

ふうな詳細な現場を確認しながら設計を組んでいくというふうになった場合には、多少なりともやっぱし校舎の教室の位置とかによって配線とかそういうふうなのが伴いますんで、いろいろ金額の動きが出てくのではないかなというふうに考えております。

10番（高橋建夫君）はい、議長。少なくとも1台でやってるところと比べると単価はそんなに安くない、高くない。しかも、厳しい条件の附帯工事等を含めて網羅されてるといふふうに私は理解したんですけども、それが1つ。

それからもう1つもやもや感をなくするためには普通行政サイドでの入札までの見積もりをとる手順っていえば基本設計、詳細設計、先ほどから出てるように実施設計とそういう形で詰めていくと思うんですよ。ところが、先ほどの学務課長の回答では今3.5馬力のやつを2台って考えてると思うんですが、子供さんに条件が満たされるような形であればもうちょっと3.5馬力のやつをもうちょっと上げて1台にするとか、あと電気ガス今併用っていうことを考えてるんだけど、それも限りなく安いほうに統一するのかどうか。それから今はメーカーのカタログでの単価で試算してるけども、これを詰めた形でいくということで、こういうことを考えると先ほど青田副議長のほうから出ましたけども、私はおおむね2割とか3割とかっていうふうな形でのコストダウンは可能でないかなと、これは自分の勝手な思いなんですけども、そういう詰めていく努力ということが非常に今後力強く発してもらえば皆さん少しはもやもや感がなくなるんじゃないのかなと私は思うんですが、いかがですか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。電気式、ガス式、今回併用でやってるわけなんですけども、あくまでも電気式で試算した場合の各学校の単価、それからガス式で積算した単価、これを見ましてその安いほうというふうなことで、たまたま中学校についてはキュービクルの工事等修繕とか入りませんので、電気のほうが安いというふうなことがありましたんで、小学校については安いガス式、要は中学校については安い電気式というふうなことで今回設計といいますかね、提案しているところでございます。そういうふうなことでございますんで、今回2億5,000万円というふうな数字が出てきたわけなんですけども、これありきで私たちも今後進める予定ではございません。あくまでもその中で中身を検討したり、そういうふうなものをしながらできるだけ予算を見積もり額を減らす中で、ただ、子供たちによりよい環境というふうなのをまず第1には考えますけども、予算ありきで進めるわけではなく、精査をしながら予算額は詰めていきたいというふうに考えております。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今の話の内容ですと、要は基本設計の単なる延長ではなくて台数も含めていわば発注仕様書の発注条件を変えるような形でもコストダウンを図っていく、そういう決意があるというふうに私は見たんですが、いかがですか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。高橋議員おっしゃるとおり、努めていきたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。先ほどちょっと重要な部分の確認を忘れてましたので確認します。今初めて高橋委員長から3.5馬力というのを予定してるようだがというとこれも正式には今初めて出てきたことでありますが、この3.5馬力、いわゆるエアコン特注を考えてるということはないんでしょうね。確認です、これ。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。あくまでも今回はまだ基本設計というふうな段階ですんで、

業者が各学校を回ってそういうふうなものを確認した中であくまでもそのメーカーの標準的なもので提案してきておりますんで、その特注というふうなことで考えているわけではございません。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。先ほども我が町で検討した68.4平方メートル、平均ね。47で総平方メートル数を割るというような、それからいくと3馬力つつうのは標準っていか一般に打たれている。その上の4馬力のやつであれば97平方メートルまでは4馬力で十分ですよみたいな今のような話も出てくんですが、これ以上の申し上げませんが、これ以上の申し上げませんが、要するに言いたいのは先ほど言いましたけど、6月か7月ごろにこのエアコンの話が出てきました。町長から、それで産建に正式に話あったのはそのときちょっと大枠の話で、出てきたのは11月16日、そんとき1億9,400万円。それでわずか3日後、全協で説明あったのが初めて2億5,500万円。何と6,000万円ぽんと3日間で上乘せの見積もりが来た。それは全協の中で資料渡されて説明ありましたが、先ほど来話出てるように、あんまり詳しい話がなかった。だから、同僚議員が産建には説明したと思うけどというんで冒頭私申し上げましたが、産建の管轄だからあんまり詳しく聞きたくないんですけどもというんですけども、逆にそういう説明なかったから私が質問、皆さんも質問した。総務民生常任委員の方は知らないの当然ですよ、これ。この資料渡されただけで、坂中の689万円ってのも私が試算してこの資料から計算しておかしいんじゃないのと説明があったから689万円ってなったんでなくてタベ見直したらばこういう数字になって、これまたおかしいなってんでいわゆる何を言いたいかというと、検討不足プラス我々に説明不足と。非常にこれで決済しろということでこれでいいのかというその姿勢を今後ともあるんで。ただ、早くやってほしい、ぜひやってほしいってのは気持ちはありますけども、きちんとやってほしいということだけ申し上げておきたいと思います。返答は要りません。

議長（阿部 均君）回答は要らないということで。ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、議長。1点だけ、教育長、お伺いします。先ほどの答弁で課長から6月から9月までのやつで間に合わせるとそのような話がありました。担保ください。6月までできる担保ください。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今担保というお話がありましたが、業者その他の関連もありまして、私が今この段階で担保というふうに申し上げることはできません。ただ、精いっぱい努力をしていきたいということだけは申し上げたいと。以上です。

12番（青田和夫君）はい、議長。あのね、教育長。努力するつつうことは突破するつつうことなんだよね。高い壁があったってハードルがあったって越える、それが努力つつうんですよ。だからやれるかやれないか行動を移してしまわないとわからないつつうのはそこにあるんですよ。ですから、聞いたんです。俺は始まったらば必ず強行突破できるなどそういうふうに判断しています。それで今確認しました。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。質疑なければこれで質疑終わってよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。1番岩佐哲也君の…。

この案件に対する反対討論ですか。岩佐哲也君の反対討論を認めます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。1 番岩佐哲也です。議案第 70 号 30 年度一般会計補正予算（第 3 号）に反対の立場から討論を行います。

この議案は小中学校のエアコン設置費用 255 万 9,500 円を含んでいるものであり、エアコン設置には……。2 億 5,595 万円、訂正、間違い。含んでいるものであり、エアコン設置には賛成するものでありますが、1 教室当たり設置費用が 544 万円と他の自治体と比べても極端に高く見積もられているものであります。県内の主な自治体は 205、60 万円から 300 何前後でいかで現時点で組まれてるのがほとんどであります。当初提案された時点では約 300 万円ぐらいつつうこと、という話が 6、7 月ごろにありました。産建常任委員会ね。それでも高過ぎんじゃないかということで再検討する必要があるんじゃないかということで千葉県の方の事例を申し上げて、541 教室当たり 251 万円ぐらいできてますよと、再検討すべきでないかと。そしてまた茨城、愛知県の方の例も挙げてガスと電気はどうなのか、ランニングコストがどうなのかもふくめて検討すべきではないかという提言を申し上げたところであります。その 11 月 19 日、16 日ですか。16 日に産建常任委員会に提示されましたのは 1 億 9,400 万円、1 教室単価で見ますと 407 万円でありました。それでも高いなと前も思っておりましたらたった 3 日後、たった 3 日後のことしの 11 月 19 日に全協の場ではあります、544 万円というボット 6,000 万円ですか。プラスの資料が出てきて当時一部といいますか我々としては十分な討議は説明は余りなかった。全協ですから説明というのが主体だということが、も含めてありました。ですから、先ほど出ましたように産建では検討したかもしれないけど、総務の方全員は知らないっていうのは産建自身も余り知らないという背景があったってことで我々も反省するべきがありますが、執行部としてもきちんともうちょっと詳しく説明する必要がある。と同時にきょうその分きょうここで質疑させていただきましたが、私の感じではあります、まだまだ検討の余地があるんじゃないかと思わざるを得ません。そういう意味で、本日責めを受けたところではあります、到底納得できるものでもありませんし、我々が納得しても町民に十分説明できるような内容でもないということから、再検討の上、再提出すべきでないかということを提案申し上げまして反対討論といたします。あくまでもこの設置に反対するものではありません。もうちょっと内容を精査してから出してほしいと、出すべきであるということをお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）次に本案に賛成の方の討論を許します。おりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）なしということでよろしいですね。

続きまして、本案に反対の方の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）なしということでよろしいですか。

---

議長（阿部 均君）なしということでございますので、これから議案第 70 号平成 30 年度山元町一般会計補正予算（第 3 号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（阿部 均君）起立多数であります。議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は4時といたします。

午後3時50分 休憩

---

---

午後4時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第71号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第71号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ72万9,000円を追加しまして、総額を19億2,982万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明いたします。

お手元の議案書6ページをお開き願います。

初めに、第1款総務費についてですが、こちらにつきましては職員の給料などの人件費にかかる補正額でございます、合計で22万9,000円を増額いたします。

次、第8款諸支出金、こちらについては国保税の過誤納還付金に不足が生じておりますので、50万を増額補正しております。

次に歳入予算の補正額です。議案書が5ページになります。第6款繰入金です。はじめに第1目の基金繰入金については、こちら先ほどご説明いたしました国保税還付金増額に対する繰入金。それから次の第2目一般会計繰入金については、人件費の増額補正に対する繰入金でございます、合計で72万9,000円を増額措置するものでございます。

以上が今回の補正予算（第2号）案の内容でございます。よろしくご審査の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第71号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第16．議案第72号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第72号平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模でございます。歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加いたしまして、総額を14億6,708万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうを説明いたします。議案書の6ページ、お願いいたします。

初めに、第1款総務費の第1目一般管理費並びに、1つ飛ばしまして下段第3款地域支援事業費、こちらについては両方とも人件費に係る補正額でございます。合わせて21万5,000円を増額計上してございます。なお、今飛ばしましたこちらの中段の第1款総務費の第1目介護認定調査費につきましては、法改正によるシステム改修費に係る費用への国庫補助金が確定しましたので、財源内訳を変更するものでございます。

それでは歳入予算のほうです。こちらをご説明させていただきます。議案書5ページ、上段になります。

こちら、初めに3款国庫支出金については法改正によるシステム改修費用の国庫補助金額が確定しましたので増額措置を行うもの。下段、第7款繰入金については人件費相当額を一般会計から繰り入れる金額を増額措置するものでございます。

以上が今回補正予算第2号案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第72号平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第17．議案第73号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第73号平成30年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用総掛かり費28万6,000円の増額は、一般会計と同様に人事院勧告に伴う人件費の補正及び新庁舎建設に伴い企業会計システムネットワークの構築に係る委託料を増額するものとなっております。

下段、次に資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費施設整備費3万3,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。

最初のページをお開きください。第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款水道事業費28万6,000円増額し、総額4億990万1,000円とするものです。第3条予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,098万9,000円を1億3,102万2,000円に、当年度分損益勘定留保資金9,836万6,000円を9,839万9,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。支出第1款資本的支出3万3,000円増額し、総額1億7,674万9,000円とするものです。第4条予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第73号平成30年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第18. 議案第74号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第74号平成30年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、こちらも1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用において総掛かり費39万7,000円の増額は、こちらも一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費の補正及び新庁舎建設に伴い企業会計システムネットワーク構築に係る委託料を増額するものとなっております。

次に、資本的収入及び支出については最初に支出のほうをご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費において施設整備費のうち給料からまず法定福利費まではこちらも一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。次に委託料についてですが、今年度発注の長寿命化事業の実施設計委託料に請け差が生じておりますので、こちらかかる1,500万円をまず減額補正するものです。工事請負費については長寿命化工事の山元町浄化センター汚泥処理設備の老朽化が激しく、工事の前倒しが認められました。かかる工事請負費8,000万円を増額措置するものです。

次に、資本的収入の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入1項企業債は工事請負費の増額に伴い下水道事業債4,300万円を増額するものです。次に4項国庫補助金は、同じく工事請負費の増額に伴い社会資本整備総合交付金2,200万円を増額するものです。

最初のページをお開きください。第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款下水道事業費39万7,000円増額し、総額5億495万3,000円とするものです。第3条予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,399万5,000円を2億4,403万7,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,885万1,000円を2,213万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金1,319万7,000円を995万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入第1款資本的収入6,500万円増額し、総額4億748万1,000円とするものです。支出第1款資本的支出6,504万2,000円増額し、総額6億5,151万8,000円とするものです。第4条予算第6条を次のように改める。こちらは建設改良費の増額に伴い企業債の借入れ限度額を記載のとおり改めるものでございます。第5条予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第74号平成30年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第19．議案第75号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第75号平成30年度復興交付金事業町道高瀬片平山線舗装補修工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。議案の概要につきましては、配布資料No.16でご説明させていただきますのでご準備願います。

まず提案理由でございますが、町道高瀬片平山線舗装補修工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1 契約の目的ですが、これは記載のとおりとなっております。

2 契約の方法、条件つき一般競争入札となっております。

3 契約金額4,378万3,200円、落札率としましては80.19パーセントとなっております。

4 契約の相手方、中鉢建設株式会社東北支店となっております。

5 工事の場所、山元町高瀬地内外となっております。別紙、1枚めくっていただきまして、位置図がございます。下の拡大図をご覧ください。国道6号太陽ニュータウンへの入り口のところにあるローソンの入り口のところなんです、ここから海側のほうに向かいまして笠野のほうに抜ける路線となっております。

1枚目にお戻りください。6工事の概要ですけれども、この内容、施工延長1,330メートルで6,170平方メートルの舗装補修工事を行う内容となっております。もう一度、2枚おめくりください。A3判の平面図がついております。今回施工する箇所がピンクと青でお示ししてございまして、この範囲の部分を舗装補修する内容となっております。色が違う部分が通常であればAタイプというピンク色の部分の横断図ありますけれども、仕上がりとして5センチメートル路面が上がるというような状況になるんですが、例えば工場の入り口とかどうしても高さを変えられない部分につきましてはこのBタイプを使いましてもとの路面の高さを変えないというような断面で施工することになっております。

1枚目にお戻りください。そのほかの概要としましては、記載のとおりとなっております。

7工期ですが、平成31年3月29日までとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第75号平成30年度復興交付金事業町道高瀬片平山線舗装補修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第76を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第76号平成29年度（繰）山下地区地域防災がけ崩れ対策工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。概要につきましては、配布資料No.17でご説明させていただきますので、ご準備お願いいたします。

提案理由でございますが、山下地区地域防災がけ崩れ対策工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1 契約の目的は記載のとおりとなっております。

2 契約の方法ですが、条件つき一般競争入札となっております。

3 契約金額ですが、4,775万7,600円、落札率としまして89.99パーセントとなっております。

4 契約の相手方ですが、株式会社東北リアライズとなっております。

5 工事の場所ですが、山元町山下地内となっております。

6 工事の概要ですが、この工事、施工延長65メートルとなっております。内容としましては昨年10月の大雨で崩落しましたがけ地ののり面対策工となっております。

2枚おめくりください。平面と標準図がついておりますけれども、この赤の部分が不安定土塊、まだ崩れてない、落ちてきそうな土塊が存在しますので、こちらのほうを全て切土しまして、切土したままではその後の風雨で風化してしまうということで簡易吹き付けの法枠工という枠を設置しまして、枠の間には厚層基材を吹き付けまして植生を行うというような内容になってございます。1枚目にお戻りください。この工事をするためにまず土工とあとはがけを掘削するための伐木、除根等、これらを行いまして、あとは法面が結構長大法面になるものですからその法面の排水工もあわせて設置するというような内容になっております。

7 工期ですけれども、平成31年3月29日までとなっております。

ちょっとここで補足させていただきますが、この工事の範囲なんです、文化財の包含区域となっております。上のがけの上部の掘削に当たっては文化財の調査が必要となってまいりますので、この後、契約まで至りましたらば1月、2月、3月と年明けになりますけれども、こちらで上の抜根、あとは伐木ですね、そういった準備工を行いま

して年度内に文化財調査を受け入れる体制を整えて、新年度になって早々に文化財調査のほうに入っていただくというような内容になっております。文化財調査の予算につきましては、来年度以降の調査ということになりますので、来年度の当初予算で上程させていただくというような内容になっております。これに伴いまして工期、今現在ですと年度内の3月29日までとなっておりますけれども、この工期につきましては次回の議会におきまして予算の繰り越しという形で上げさせていく予定となっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第76号平成29年度（繰）山下地区地域防災がけ崩れ対策工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第21. 議案第77号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第77号平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（オフィス家具類）に係る物品購入契約についてご説明をいたします。お手元の配布資料No.18に基づきご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに提案理由でございますが、山元町役場新庁舎備品購入事業（オフィス家具類等）に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1 契約の目的は平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（オフィス家具類等）。

2 契約の方法は条件つき一般競争入札。

3 契約金額は1億4,794万9,200円。

4 の契約の相手方及び5 の納品場所は記載のとおりでございます。

6 購入品目は、新庁舎に設置するオフィス家具類として主な内訳については記載のとおりでございます。

7 納品期限は平成31年3月31日でございます。

議案第77号の説明は以上になります。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します

4番（岩佐孝子君）はい、議長。3社を指名した中で2社が辞退してるんですが、その理由について教えてください。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今回の入札につきましては、条件つき一般競争入札ということで行っておりますので、こちらから指名させていただいたものではございません。その上で、辞退の理由でございますけれども、私どものほうで伺ったところによりますと、取引上の理由ということで伺っております。また、実際に参加表明された方ではございませんけれども、仕様書の閲覧に来られた方の中には年度末ということで忙しくて対応できないというようなことをおっしゃった方もいらっしゃいました。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今辞退した理由の中に取引上の理由ということなんですが、これはメーカーかどっか指定はしてあるんでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。お尋ねの仕様の内容についてお答えいたします。今回のこのオフィス家具類等の備品購入の仕様につきましては、購入するものが我々が使うテーブルですとか、あと椅子、あとはキャビネット、そういったものがほとんどを占めております。ごみ箱とかそういうものもありますけれども、そういったものが多くを占めているという中にありまして、仕様書の中に基準品というのを1メーカーでこの議案の概要に6番の購入品目に数多くの種類と点数が書いてございますけれども、まず1メーカーで置いてダーッとこういうものというのが並んでおります。それに並べて同等品ということでメーカー全てで基準品同等品で4社のメーカーのものを並べております。ですから、入札参加する方はどのメーカーの物品でもいいですよ、ご自分の取引されているメーカーのもので参加してくださいということになるわけですが、今回のこの仕様書につきましてはもう一つ参加しやすいような工夫をしたんですけども、庁舎1階と2階になってます。その中でも執務スペースは執務スペース、あとは会議室、あとはロビー、あとは倉庫書庫、それと印刷室ですね。それと議員控室とあとは町長室、正副議長室、そういったAからFまでカテゴリーを決めまして、要は中の施設の設備の統一感というのが非常に必要になりますので、あちらの机とこちらの机が違うことでは困ります。なので、執務室は執務室で一つのカテゴリー、会議室は会議室でそのカテゴリーということで、AからFまでの中でどのメーカーでもいいですよ、会議室にはAのメーカー、執務室はBのメーカーというようなご自身の取引されてる相手方によってそういうことを決めて参加していただいて構いませんというような仕様になっているところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほどの基準用品ってということで、1メーカーってということだったんですけども、どこでもいいってということではない。1メーカーってということであれば、もう限定されてるといふふうに私は解釈するんですけど、違うんでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。あくまでも基準ということでありまして、仕様書の中にも明確にうたっておりますけれども、基準品はこれですけども同等品としてこういうものもございまして、どれでもいいっていふとなんか言い方語弊ありますけれども、どのメーカーでも大丈夫ですということになっております。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。同等のものであるということも含めてだとは思いますが、でも、だったらこの2社は多分辞退しなかったんじゃないかというふうに思うんですけども、その基準用品の1メーカーってところが私は非常に気にかかるわけなんですけども、1メーカーってというのはどこのメーカーだったのか教えてください。仕様書はどのようになっているの。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。メーカーにつきましては、基準品はウチダというメーカーになっております。同等品につきましては、オカムラ、アイチ、コクヨということになっております。以上でございます。

同等品についてはオカムラ、アイチ、コクヨということになっております。

議長（阿部 均君）よろしいですか。考え中であれば別な方質疑があるのであれば。ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、議長。今課長から説明がありました2、3点、ちょっとお伺いします。落札率について通常の落札率、要するに備品販売で考えますと私のこういう仕事やっておりましたんで非常によくわかるんですよ。ネットがどれぐらいでどれぐらい掛けてどれぐらい儲ければ採算がとれるなど。そういう意味合いで98.93パーセントというのは高いのか低いのかちょっとお伺いします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。落札率の98.93パーセントという数字につきましては、100パーセントに近い数字ということでございますけども、そのときどきの物品の内容によって変わってくることもあるのかなと思っております。それで、今回少しご説明させていただきますと、6月の議会で今回の庁舎に係る備品の補正予算組ませていただきまして、お認めいただいたところです。全体で2億3,000万円余の金額になってますけども、それらについてこれまで検討してまいりまして、例えば過去の物品の入札の実績ですとか町内業者の方への受注機会の確保という観点、あとは大きな金額になりますのでスケールメリット、それをどのような形で組み合わせればいいのかということを検討した結果、カーテン類、オフィス家具類、議場の家具類という3つに分けて、カーテンについては町内業者の5社指名、その他のオフィス家具、議場家具について条件つき一般競争入札という方式をとらせていただいたものでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。今課長から説明受けました。大体やってきたので言ってることがすごく理解します。そこでお伺いしたいんですけど、基準品のウチダさんって言ってきましたよね。そいつは通常品じゃなくて特注品じゃないんですか、これ。それはちょっとお伺いします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。仕様の中の基準品同等品リストというものを設けておりますけども、その中には一部そういった製品番号のものが入っていたという、一部入っていたということがございます。一部そういうものも、特注といいますか造作の製品番号のものも入っていたということでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。もう1点お伺いします。これは特注品が入ってれば少数のためにそれはわかります。そして、通常はカタログ販売で先ほど質疑しましたエアコンのやつもカタログをもとにして積算してる。このやつに関しては積算はどのようにしたんですか。カタログの末尾には載ってないんですよ、調べたっけ。それをお伺いします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。こちらにつきましては、この基準品同等品リストにおきまして4社ございますけども、その基準品に並べる同等品のものを並べております。金額につきましては、この4社からの金額を参考といたしまして設計しているものでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。最後にお伺いします。これ、カタログを見ました。探すのが大変でした。非常に俺の力では見つかりませんでした。そういう意味合いでお伺いしたわけです。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。失礼いたしました。今回のこの入札の選定、物品の選定に当たりましては施工管理業務の中で、新庁舎建設の施工管理業務の中におきまして調達物品の選定をしていただいております。

議長（阿部 均君）もう一度。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今回の物品の選定につきましては、副議長、先ほどおっしゃいましたように、なかなかの種類と点数ございまして、あの建物に入るものを私のところで全て網羅してやるというのはなかなか困難な中身だということもございまして、新庁舎建設に関する施工管理業務の中で、委託の中でその調達物品の選定をしていただいているということでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。やり残した分があるんでしょうから、4番岩佐孝子君。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今説明の中に特注品もあるということなんですが、これは何パーセントぐらいだったんでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。申しわけありません。今この場ですぐ何パーセントというところまでは、数字持ち合わせておりません。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。調べていただいてよろしいでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。少しお時間を頂戴したいと思うんですが、よろしいでしょうか。

議長（阿部 均君）何分ぐらい必要でしょうか。10分、20分。20分。はい、わかりました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は5時といたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

午後4時40分 休憩

---

午後5時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。お時間いただき、ありがとうございました。

先ほど来岩佐孝子議員のご質問の中に特注品という単語が含まれておりましたけども、済みません、そちらにつきましてはこのオフィス家具に出てくるもの、先ほどお話しいただいたものについては注文を受けてから生産をするという受注生産品ということにはなるんですけども、あくまでも類型としては既製品のものということでございます。特注品となりますとそのメーカーしかつくりえないものということになると思うんですけども、あくまでもこれは既製品の範疇に入るものということで、今回の仕様においてもそ

の基準品の中にある既製品といいますか受注生産品、それと同等のものをほかのメーカーでも品番を出して並べておりますので、そういうものであるということをお話しさせていただきました。

それで、点数でございますけども、およそ2,029点のうち600点ちょっとがこの受注生産品というものになっておまして、率にしますと約30パーセントということになっております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今さらなのですけれども、この受注品に頼らざるを得ないというところに非常に私は問題があるなというふうに思っているところですが、そういうことから町内の業者で2社が辞退したというふうなことに至っているのかな。先ほどなかなか大変だということで施工管理者に見積もりを出してもらったんですけども、その後の精査とかは行ったのでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。そちらの中身については企画財政課のほうで確認しているものでございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私、総務民政常任委員会で活動してるんですが、その中で入札契約というようなことでも調査した経緯があるわけですが、その際に落札率についても点検してございますか確認したところなんですが、平均落札が山元町の29年度とか30年、29年だな。大体90パーセント前後、その内訳を見ると建設関係といいますかっというのが逆に言うと半分以上が95パーセント、90パーセント以上で建設関係の分はね。なぜ全体の平均が落ちてんのかっということになると、備品購入関係のほうはずっと低い数値で並んでるということから全体の落札率っていうのは90パーセント前後で落ち着いてるということが確認できたわけなんですけど、この件についてもそういうふうな中でこの98.93パーセントっていうのは先ほども出ましたが、非常に疑問の残る数値となっています。先ほどの説明の中で前年度ですか、いろんな施設のもう関係のもあったんですけど、交流センターか。交流センターの場合には備品購入契約、1つは56.92パーセント、もう1つは61.8パーセントという落札率。この変化ってはどういうふうに受けとめればいいのか。同じ備品購入です。しかも大きな大規模なその辺のこのかなり30パーセントぐらいあるよね。この落差っていうのは何なの、どういうふうに理解をすればいいのかお尋ねします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。一概にこうだという答えは持ち合わせておりませんが、物品購入と言いましてもいろんなジャンルといいますか種類がございますので、カーテンの場合と今回のオフィス家具の場合で落札率がちょっと変わりが、随分開きがあるというご指摘ですけども、そのあたりについては当方のほうではなかなか把握しかねる部分でございます。それで、ただ、設計するに当たりましてはカタログ、いろんな設計の仕方があると思うんですけども、ある程度の市場での取引の状況ですとかそういった様子も勘案しながら設計をさせていただいているところですので、そういった意味で高くなったという傾向もあるのかもしれませんが、あとはこれ条件つき一般競争入札ということで広く参加していただいて、競争性を働かせていきたいと、スケールメリットをとということでやっておったんですけども、総務民政常任委員会でもお話ししましたが、結果的に1社の方の応札ということになったということも要因ということで考えているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。契約の方法つつうんではまた改めてお伺いしますからそこまで広がってあれする。私、具体的に一概に言えないつつたけども、具体的に質問してるんです。その違いについてカーテン云々っていったけども、山下地区地域交流センター、あるいは坂元地区地域交流センターのことについて具体的に聞いてるんですが、これも内容については全く同じだと思います。規模が小さいと思います。山下の場合2,000万円、坂元の場合には1,000万円、1,200万円、1,300万円だからな。そういった規模なんですけども、内容については備品全く椅子とかテーブルとかそういった内容のものなんです。全く同じ内容なのが規模は違うけども同じ内容の契約で何でこんな開きあんのか。例えば56パーセント、56.92パーセント、98.93マイナス56.92つつうとどのぐらいの差、30パーセント以上の差も開きがある。しかも、今回の場合1億4,000万円という世界の中での3割増っていうのはちょっとその数値を見ただけで大きな疑問が残るんですが、ということの背景は何なんだろうかと。課長、ほれ去年いねかったからこのときいねかったらかその様子をどうかってそういう意味では一般論でいいかとも思うんだけど、一般論にしても30パーセントの開きがあるっていうのはどこかに何かがあるのではないかというふうな疑問を持つほうが正解ではないかというふうに思ってる確認なんです。具体的に示されなければそれで結構でございます。いなかっただからな。答えろっていわっても大変だと思います。ただ、大きな疑問が残ります。消えません。ということだけは伝えておきたい。

今あわせて言いました条件つき一般競争入札、前のは指名で7社で対応の結果なんですけど、なぜその指名から逆に言うんですよ。参加しやすいようにというお話でしたが、参加しやすいければ3社にとどまらず指名のときはなぜか7名、これも規定があるんだと思うんだけど、前のこの2つについては指名競争入札なんです。今回広く参加しやすいようにという条件っていいですかね、そういう環境をつくる。そのための入札方法として契約方法として条件付きの一般競争入札という方法を取り入れたということなんですけど、にもかかわらずしかもおいしい、業者にとってはおいしい1億円を超す仕事つつうのはおいしい仕事だと思うんだけど、その条件付き参加しやすいっていう先ほどお話したと思うんだけど、参加しやすいければもっとこの参加業者がふえていいと思うのにもかかわらず3社しか応札しなかった。しかも2社は辞退している。この流れをどういうふうに理解すればいいのか、その辺についてお伺いいたします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。まず、カーテンのほうについてお話しさせていただきたいんですけども、カーテンの入札については……（「カーテンはいい、カーテンの話聞いてんでね」の声あり）カーテンにつきましては、町内業者で5社、指名競争入札については5社以上という規定を設けておりますけども、カーテン類扱う町内業者5社おります。それで、指名競争入札をやったということでございます。こちらのオフィス家具につきましては、我が町に登録をしているそういったものを取り扱っている業者は3社でございます。そうしますと、指名競争入札をするには2社足りないということになりますので、町外の業者さんに入っただいて入札をするということになるかと思うんですけども、そこではまたそれでやっていいのか、それとも過去の実績を見た場合に辞退をされるケースも想定される。そういうリスクを冒すぐらいであれば条件付きの一般競争入札ということで町に登録ある業者、そうしますと18社まで広がります。そういうことで一般競争入札にして町内業者も参加いただける、そして競争性も働かせること

ができるということでその方式をとった。これにつきましては企画財政課だけで検討したものではありませんので、入札指名委員会のほうでも諮らせていただきまして、そこで決定してやっているものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ごめんね。俺カーテンの比較してるんでないんだけど、同じ契約内容ね。何と比較してつかと去年28年度債務（仮称）山下地区地域交流センター備品購入事業に係る物品購入事業の契約についてというところを見てるんです。これはあっちの交流センターの、山下の交流センターの備品購入ね。カーテンではないです。もしカーテンだとすれば私ごめんなさいなんだけど、まさかカーテンで2,000万円もすっかつう。これは契約の方法については指名競争入札、これ7社。そのうち7社ですね。そして契約額が2,214万円、落札率が61.8パーセントなんです。それから同じく同じ時期に28年度債務（仮称）坂元地区地域交流センター備品購入事業に係る物品購入契約について、これも指名競争入札で7社。そこでとったのがこの上も渡辺太陽堂、今年も渡辺太陽堂なんですが、坂元の場合は1,272万2,460円、落札率56.9パーセントということで契約してるんですよ。これ多分どっちも山下も坂元もカーテンではないと思うんですが、私の記憶によれば同じなんだテーブルとか椅子とかそういう契約だと思う。だから、規模は違うけども今回の契約の内容と同じだということで今確認してるんですよ。もかかわらず30パーセント以上のこの落差ってのは、落差っていうかなこの差にはどういうふうを考えればいいのかいうことを確認をしているわけなんですけど、ただ、申しわけないけども課長はこの当時いなかったからその辺の事情わからないつつうこともあんだべ。その落差については、今聞いたのはその契約の方法でね、こっちの場合は指名競争入札、この事実だけを見ると指名競争入札したことによって落札率がずっと低く抑えられたのか。わかんねど、こいづは理屈つつうのはね。この数字の結果だけを見て俺言ってんだから。今回は条件つき一般競争入札にしたっけ98.9パーセント、そうすつと今度条件つき、その条件の中身にんで問題つつうかそういうからくりつつうどうまくねがや。があんのかなというふうに思われて仕方がない。その辺の疑問を解いてくれるような説明があればこの件に関しては納得できるのかなというふうに思うわけですが。何だ議長、正式にあいづしてんだ。俺の質問とめろつつうのがいん、今。

議長（阿部 均君）いやいや、今聞いてて町長と担当者の何かの打ち合わせの部分であるでしょうから。（「俺座って待ってていいんですか」の声あり）

いやいや、言っていていいようです。耳は大丈夫です。（「何だかちょっとね。ちょっとそれは言いづらいよ、それは」の声あり）

そうですか。少しお待ちください。（「暫時休憩にしたらいいいんでねの」の声あり）打ち合わせ、余り長くならないように。（「休憩」「賛成」「休憩動議出て、賛成だから」の声あり）ちょっとお待ちください。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。済みません。今遠藤議員からご紹介いただきました昨年度、一昨年度の入札のお話、ございましたけども、入札に関しましてはやってみないとどういう結果が出るかわからないというところがございます、実際のところ。指名競争入札で参加者を狭めるよりも一般競争入札の方式をとったほうが参加者が広がって競争性が働くということは、それは道理でございまして、どういう条件をつけたかというお話がございましたけども、こちらにつけてる条件といたしましては宮城県内、こちら

に本店・支店があることです。あとは物品の家具類と備品の……、済みません、失礼しました、物品のうち事務用品かつ家具類の登録のある業者ということで縛りをかけて入札を行っているものでございます。

あと、先ほど来落札率が高いということでお話を頂戴しているわけですが、これも入札としてやってみないとわからない部分がございますが、今回設計に当たりまして先ほども少し申し上げたんですけども、市場での取引の市場感といいますか、そういったところも設計のほうには加味させていただいておりましたものですから、そういった部分でちょっと落札率が高くなったということは考えられるのかなと思っております。また、こちらについては3者参加表明いただいて2者が辞退ということになりましたので、1社だけの応札ということになったものですから、一般競争入札をやる上でのこの制度のリスクというところがあるわけですが、そういったところから落札率が高くなってしまったものというふうに考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だからなぜこう大きくいろいろ変えたことによってぐんと30パーセントも以上の高くなるというところの不思議さを確認してるんですが、そして、先ほど来聞くといろいろこのなんだその施工管理業者に任せているとか、あと参加しやすいようにしたとか、そして区分けしてどうのってというようなお話なんだけど、決してこの結果を見ると参加しにくい方法でなかったの。だって、3社しか注文でね入門してねんだ、入門つつうか参加してねってということだね。そして、その結果、最初から勝負を諦めたような形で辞退をしてなんで勝負を諦めたかっていうと多分もろもろ条件つけられて逆な意味でつけられてそしてこんではやらんねわ、やらんねってということで先ほどの辞退理由、そちらも言ったけども、取引上の理由、そのうちには仕事仕様書の内容により年末で多忙でもう処理し切らなかった。仕様書どおりにやっとな業者はその内容でちょっとその契約の手続ちょっとよくわかんねからあんなんだけど、によってとてもその業務が多分書き物いっぺ出てくったべがら、探したりなんだりねというようなことがあってこれでその期間内に申し込むことができないというようなことから辞退のことになったかと思う。そうすると残ったのは1社だけだから当然もう近いところさもう予定価格のほうも一番上んどこき設定してもとれるということになってこの方はとったんでないのというような流れが見えてくる。全然競争性も何もこの状況の流れの中では見えてこない。当然このぐらいの高落札のはもう最初から目に見えてるというような今回は結果なんです。そして、申しわけないんですが、備品購入あんどきあなたが説明したかどうかでやっぱり調査のとき……。

議長（阿部 均君）遠藤さん、少し簡明にお願いします。遠藤さんの言ってることもわかるんですけども、きちっと質疑ですからこういう部分を聞きたいという部分を明確に示して質問願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だって、こういうこと聞いても返ってこない。わかりました。

だから、何を聞いていいかっていうの。途中で言われっとあいづなんだ。

でもう一回仕切り直して、やっぱりこの30パーセント以上の落札のその差ってというのはまだ理解できね、先ほどの説明の中で。この辺についてもう一回改めて確認します。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。28年度の落札の結果ということがあれば、ちょっと資料手元にないのでわからないんですけども、参加された方も29年度から登録業者入れかわってるんですけども、参加された、入札に参加された方がどうだったのか、あとそ

の物品のものによっては値段も小売店部分ではなくて卸の部分では値段もいろいろあると思いますし、その辺については類推で物を申すこともできませんので、なかなかコメントは難しいところでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私も資料持ってこなかったんだけど、大体中身同じです。ということだけは伝えておきます。そして、今の答弁でもなかなかその30パーセントの差が何で起こったかということ、生まれたかっていうことについての疑問に対しての答えにはならなかったのかな。難しいんでしょうね。

そして、だんだんよみがえってきてその参加しやすいようにということであと区分けをしたとか、この間言われてるように1億4,000万円の買い物っていう、土木関係のことも言ったんだ。何で小分けにできなかったのか、町内業者が受注できるような契約方法にできなかったのかとかねということについていかがでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。先ほどから申し上げますように、6月補正でお認めいただいた2億3,000万円余のこの備品購入の予算につきましては、どのような区分けでどのような入札をしていくのかというのはこれまでお認めいただいてからずっと考えてきまして、先日出札を執行したところでございます。どういうことを考えたかといいますと、過去の物品の入札の実績、結果、それと町内業者への受注機会の確保という観点、もう一つは今回町でこれほどの備品を購入したことがかつてあったのかどうか調べてないんでわかりませんが、普段はない金額の物品購入となっております。ということで、今回そのスケールメリット、一般財源を活用して実施するというのもありますので、そのスケールメリットも生かした形でそれも検討の要素の一つとして総合的に勘案した結果、カーテン類については町内業者で指名が組めるということで指名競争入札、オフィス家具類、議場家具類につきましては一般競争入札という方式をとらせていただいたものです。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今のも質問に対しての答えに、少なくとも私理解できませんからそういうふうになってないのかなというふうに受けとめました。

それから、先ほど来の話の中から今回についてはこれも大きな変化だと思うんですが、施工管理業者に任せているというこの辺の背景についてはどうなんですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今回新庁舎完成間近ということになっておりますけども、中に入ってくださいますといろんなコンセプトのもとに設計がされております。そういったコンセプト似合う備品を調達しなくちゃいけないといったときには、設計いただいた事業者のほうに設計管理業務お任せしている中でその調達物品についてもそのコンセプト似合うものを選定していただくためにそのようなことをしたものでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。とはいいいましても、その円形とか何とかにするずっとそれは議論になってきたと思う。そういう調度品とか何とかっていうにもこの問題が影響してくるんでないかというようなこともあって、そしてその庁舎建設時から最後までこの議論の中でここにまで到達したというそういう心配も含めて、そして庁舎建設に当たってはいろいろ議論隠したんだけど、最終的には負けてね、負けてねっていうか、そういう動きになった。でき上がる寸前、結果っちゃうか、やっぱりそういった不安が今の話だったら中したということだ。そのことによってもしこの金額が60パーセントだったらなんぼになんだ、わかんねけども4,000万円から5,000万円ぐれぶすっ

と低い値段で抑えることができたのではないのかという疑問も生まれてくる。そのことによってですよ。そこまで庁舎、でも企画財政だからそっちの庁舎も関係あるんだよな。という疑問がこういった事実が一つ一つ明らかになることによって我々の疑問がどんどんふえていくという。そして我々がんでやってきたことは何だったのかなという残念さっていうか、やっぱしあんときもって頑張らなければいざ、だけどもねそんときの、しかし先ほどのクーラーでねエアコンの話もあつけどもとにかく子供のために誰のためになんだんということと言われるとやっぱり疑問があってもやっぱし前に通さなくてはならないなというようなことでこういったことがどんどん生まれてきたんですけども、あとまた余計なこと言うなって言われからそういう一つ一つの疑問が解けない中でこの契約について我々は判断しなくちゃいけないのかなということを伝えてあと終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

11番（橋元伸一君）はい、議長。1つだけ確認させてください。先ほどから何度も遠藤議員の質問にも答えてますけれども、参加しやすいようにということによって言ってますけども、この仕様書をつくる時点で確かに2,029点ってすごい数なんですけど、種類にすると34種類何ですよ。34種類を同等品で探すときに業者としては多分そんなにかからない、ほんとは、時間的には、2,000種類ではないんで。たった34種類なんですよ。ですから、何を聞きたいかといいますと、誰が仕様書をつくってもいいんですが、その仕様書、この商品だと。結局新しくものをつくるわけではなくてもともとさっき言ったようにあるものを買うわけですから、そのときにカタログなり何かを見てこれを100個とかこれを200個って決めると思うんですけど、その入札に出すときに参加しやすいようにということであればその34種類の商品が類似品でもいいということであればどの業者にもそれがわかりやすいようにその選んだ方がカタログなり何なりそのものを一緒に添えて表示してるんでしょうか。それを確認したいんです。こういうふうなやり方をして先ほどですと役場のほうでつくったのではなくて業者さんにつくってもらったということであればこれはあくまでも可能性の話ですからね。このウチダさんっていうたまたまメーカーさんの商品で出てきてます。私がウチダさんにその商品を確認したいからカタログでも何でもその商品確認したいんですけどもつつたときに拒否されたら調べようがないんですよ。だから、そういうことも含めてちょっと仕様書をつくった段階で商品がわかりやすいように皆さんにお知らせをしたのかしないのかっていうのをちょっとお伺いしたい。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。カタログ等でこちらに仕様書をご覧になりに来た事業者の方にこれはこれですよというようなそこまでの丁寧な対応はしてありませんでした。ただ、今回条件つき一般競争入札ということで、うちの町の指名登録されている事務用品、あとは家具、うちは取り扱いありますよというところで登録いただいておりますので、そのような専門の方であればこれで理解いただけるものと考えていたところでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。そのとき出さなくても、じゃあ参加したいっていったときに商品なかなか見つからないんですけどこれってどういうものか教えていただけますか。つつたときは担当者のほうでそれをちゃんと教えることはしてるんでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。こちら、入札公告しますと仕様書閲覧いただきまして、質問を受けつける期間というのがございます。質問を受けつけて、それについては確認

をして、ご回答を差し上げるということになっておりますので、疑問があればお聞きいただければご回答するというようなこととなります。

11番（橋元伸一君）はい、議長。済みませんね。入札の中身ではなくてその商品がわかるように、もしカタログでも何でもわかるような資料があればいただきたいんですがつつたときにはすぐ出せるような状態にはなってるんでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。質問の受け付け期間というのをまず設けることになってます。今回で言いますと11月の7日から14日まで質問を受け付け期間ということになってまして、質問をいただきましたらそれをこちらでお調べをしてそれをご回答するということになってますので、その場でどうということではなくて、もしそういうようなお問い合わせがあればそのような対応になるかとは思いますが、実際にはそのようなことではなかったのかなと考えております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。では、役場のほうにもしそやって行った場合には商品がわかるように両日中にはすぐいただけるというふうな解釈でいいんですね。言葉でとか製品番号でどうのじゃなくて、きちっとカタログなり何なりで役場側がちゃんとそのカタログを取り寄せて誰々さん、この業者さんに対してこのこの商品ですっていうふうな形のことはやっているとということです。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。私どものほうでも入札には可能な限り参加いただきたいというのがございますので、そこは誠意を持って対応させていただきますけども、あとはカタログの部分ですね、そういうことになりますとあくまでも専門の業者さんということで登録いただいている方が窓口におみえになってますので、実際お問い合わせいただく内容ももうちょっと、なんていうんでしょう、保証というのは保証どのぐらいの期間だとかですね、そういう話とか、そういう具体的なところの質問になっているのが一般的な部分なのかなと考えております。以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。済みません。今のいいんですけど、今後もしそういうことがあった場合にはそういうことはしていただけるんでしょうか。その、今言ったような。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。誠意を持って対応させていただく部分もございまして、あとは参加されたい事業者さんの企業努力で対応いただく部分もあるかと思っておりますので、その内容によりまして判断させていただきたいと思っております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。結局、企業努力ということなんですよね。今言ったように登録、取引できるということで登録をしても、今言ったようになかなかその期間の中で結局ものを見つけて今度いろいろ仕様書どおりに書類をつくったりするっていう期間もあるわけです。ですから、さっきも言ったように年末忙しいとか青田議員も言ったように商品なかなか見つからないとか、普段やっぱそういうことやってないので業者さんが役場行ったってどうせ教えてもらえないんだろうと思って来ないのかもしれないので、その辺、何というかその状況によって対応っていうのは何か不公平があるような、するならするしないならしないほうほうが私はいいいんではないのかなと思うので、その辺はそうすつと今もやってないし今後も自社努力で業者さんが登録した以上は自分で自己責任でやれっていうことでいいんですね。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。ご質問いただいた内容につきましては、入札参加表明いただいた方皆さんに等しく回答するということになっております。ですので、一方の方にはこう答えてこちらの方にはこう答えるというようなことはございません。あくまで

もこの仕様書を見ていただいて、この中で理解できない部分あればそこは誠意を持って対応させていただきたいと考えているところでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。じゃあそういう、私が聞きたいのはさっき言ったようにカタログとか何かでわかりやすいように行ったときに対応はしてもらえるのかってことです。その日でなくていいので、後日でもいいから対応はしていただけるのかどうかっていうことなんです。そこだけお答えいただきたい。できるかできないか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。可能なところでそういう対応もしておりますけども、基本的にこういった、今回4社の同等品基準品、こういう形で出させていただきましたけども、町内業者さんでも全く取引のないところにかけて商品を出してくれというような取引は余り考えにくい部分もあるのかなと考えております。そういった意味では普段取引のある業者さんがこの中に入っていれば、そのカタログを出して確認をされて入札にご参加いただけるのかなというふうに考えております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。何か回答がちょっと、だからそういうふうにしちゃうと今回の場合ですと業者さんをお願いをして仕様書をつくってもらったってことなんですけど、つくった段階で先ほどの質問あったように確認はしてるんですよ。その商品がどういうものかっていうのは1個ずつ全部カタログか何か資料を見て写真なりを見て、多分皆さんは業者さんじゃないので製造番号だけ言われたって何が何だかわかんないと思うんですよ。ですから、仕様書つくった時点で全部確認はしてるんですよ。そしたら、別に同じものを持って業者さん来たらそれ見せることってできますよね。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。失礼いたしました。基準品のリスト、それは写真付きでもっておりますので、そちらをお見せしてご確認いただくことは可能でございます。

議長（阿部均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。さっきちょっと途中入って聞き忘れたんですけども、やっぱり今話を聞いてもですよ、あと先ほどのあれで何とかの期間が11月7日から14日っていう1週間ですね。っていうのを示して質問等に答えるということですね。辞退の理由については仕様書の内容により年末で多忙だからできない。いうのは今言ったような話も入ってるのかなと。いちいち調べんのがもう多くてとか、俺わかんねで言ってただけっとも、その辺とその辞退、年末で多忙だということが理由になってるっていう先ほどそういった説明したわけですが、そして十分にわかるんでなるほどなというふうになるだけって、この仕様書の内容見て仕様書が余りにも煩雑でとかそのことによっていろいろ調べたり何だりするんのが大変でしかも年末で多忙だからっていうことで最初からあきらめて辞退したというふうに先ほどの説明からは、あと今話からも受けとれるわけですが、そういう受けとめ、そういうことなんですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。私、先ほど年末と言って発言してましたら訂正させていただきます。年度末というお話でございましたので訂正いたします。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。年末でも年度末でもいいんですが、仕様書の内容によって多忙、年度末つつたら年度末までかかるっていうことかっていうことで、逆に言うとはのくればかかる作業なんかなっていうふうになってしまう。とにかく業者そういうことで辞退したということであるならば、やはり仕様の内容とかやり方に問題が残ったの、問題があるのではないかということ指摘して終わるわ。俺は絶対問題だと思ってるだけっとも。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

4番岩佐孝子君の討論を許します。

まずは、本案に反対者の討論を。反対の討論ですね、はい。

4番岩佐孝子君、登壇願います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいま提出されております議案第77号平成30年度山元町新庁舎備品購入事業のオフィス家具類等の部分なんですけれども、これについては工夫している部分も非常にあるなというふうには思っております。広く参加できるような形での指名業者の選定をしてくれたということは非常に評価できると思うんですけれども、その中から入札時において3者のうち1者を残すあとの2者が辞退してしまっているという状況には私は理解が示されません。理解することができません。それはやはり先ほど出ていましたけれども、2者の辞退理由については取引上の理由とか年度末、これについては煩雑な事務的なものがあるというふうなことから私はその辺も工夫すべきではなかったかなというふうに思いますし、受注品とは言いつつもやはり特注品に似通ったようなそういうものを選定せざるを得なかった状況に追い込んだ部分について私は非常に疑問を感じるものであります。特に、多忙な中とは言っても施工管理者に全てをゆだねた見積もりをさせているということに非常に疑問を感じ、この98.93パーセントの高い契約については非常に私は疑問を感じますので反対させていただきます。以上です。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。おりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから議案第77号平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（オフィス家具類等）に係る物品購入契約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第22. 議案第78号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは議案第78号平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（議場家具類等）に係る物品購入契約についてご説明いたします。お手元の配布資料No.19に基づきご説明いたしますので、よろしくご説明いたします。

初めに、提案理由でございますが、山元町役場新庁舎備品購入事業（議場家具類等）

に係る物品購入契約の締結に当たり地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1 契約の目的は、平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（議場家具類等）。

2 の契約の方法は、条件つき一般競争入札。

3 の契約金額は、3,564万円。

4 の契約の相手方及び5 の納品場所は記載のとおりでございます。

6 の購入品目は、新庁舎に設置する議場家具類として主な内訳については記載のとおりでございます。

7 納品期限は、平成31年3月31日でございます。

議案第78号の説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

1 1 番橋元伸一君の質疑を許します。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。1つだけ。1つだけつつてさっきも何回もやったんですけど、先ほどのと77号と入札のその仕様書といいますか品物に関してはメーカーさんは同じでしょうか。先ほどの立場的は部分。出てきたのもウチダさんで、同等類ということで3社でしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。こちらの入札の関係につきましてはウチダさん、あとはアイチさん、あとオカムラさんの3社でございます。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。仕様書のフォームはウチダさんののでっていうことでよろしいですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。こちら、基準品についてはアイチさんというメーカーになっております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第78号平成30年度山元町役場新庁舎備品購入事業（議場家具類等）に係る物品購入契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第23. 諮問第1号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、諮問第1号人権擁護委員の委員につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

現委員の鈴木美智子氏は平成31年3月31日を持って任期満了となりますことから、引き続き同氏を法務大臣に推薦するに当たり議会の同意を求めるため提案するものでございます。

参考資料といたしまして鈴木さんの略歴書をおつけしております。引き続きの推薦でございますので、ご理解の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

---

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議 長（阿部 均君）これから諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は適任と答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はこれに適任と答申することに決定しました。

---

議 長（阿部 均君）日程第24. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によってお手元に配布のとおり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議 長（阿部 均君）日程第25. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣についてはお手元に配布のとおり、議員を派遣したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。議員派遣の件は決定しました。

この際、お諮りします。

ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

変更を要するときの扱いは議長一任とすることに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回山元町議会定例会を閉会します。

大変、本当に長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

午後5時52分 閉会

---